

世界銀行の対仏借款

——ブレトンウッズ秩序におけるフランス——

矢 後 和 彦

はじめに ——問題の所在——

1944年に調印されたブレトンウッズ協定によってふたつの国際金融機関が創設された。国際通貨基金（IMF）と国際復興開発銀行（IBRD、以下「世銀」と略）である。このうち後者の世銀は「世銀債」（World Bank Bonds）と呼ばれる債券を発行して資金を調達し、加盟国に借款（「世銀借款」World Bank Lending）を供与する役割を担った。

この世銀が最初に借款を供与した相手国がフランスである。1947年5月9日に締結された2億5000万ドルの対仏借款は、その後の世銀借款の先行事例となり、またフランスにとっても戦後復興のきっかけをつかむための重要な機会となった。

本稿の課題は、世銀の対仏借款を対象として、第二次大戦後の国際通貨・金融システムにおける世銀とフランスの関係をあきらかにすることである。世銀の対仏借款は、1947年に締結された借款（世銀の通算で「第1号借款」）がフランス本国向けとしては唯一の案件であるが、このほかに植民地を含めた地域に1960年の借款（世銀通算の「第249号借款」）にいたるまで5回にわたり供与されている⁽¹⁾。本稿では同時代に作成された一次資料⁽²⁾に依拠してこれら借款

の申請、決定、執行、監査の諸局面を歴史的に再構成することを試みる。

本稿でとりあげる問題の所在をいまずこし敷衍しておこう。さしあたり以下ふたつの論点が重要である。

第一に「ブレトンウッズ体制」の歴史像である。ブレトンウッズ協定のメカニズムについては、周知のとおり膨大な研究がある。しかし近年になって世銀等の国際機関や各国当局の一次資料が相次いで公開されてくると、これまでの「ブレトンウッズ体制」の理解について歴史研究の側から新たな問いかけが提起されるようになった。IMFや世銀等の「ブレトンウッズ機構」の意思決定は実際にはどうなっていたのか。各国は「ブレトンウッズ体制」のなかでどのような位置を占め、世銀等の機構をどのように利用したのか。IMF・世銀といった国際機関が主導する初期の「ブレトンウッズ体制」と二国間援助を中心とする「キー・カレンシー・アプローチ」の関係はどうか。そもそも「ブレトンウッズ体制」は「体制」と呼べるほどの首尾一貫したシステムだったのか——⁽³⁾。本稿では、世銀のような「ブレトンウッズ機構」が戦後の国際通貨・金融システムのなかで浮沈をくりかえし、フランスもまた「ブレトンウッズ機構」を利用し、またこれらに利用されるという歴史像を資料の実証のなかから提起することを意図している。本稿のやや風変わりな副題——「ブレトンウッズ秩序におけるフランス」——も、「ブレトンウッズ体制」をより広い歴史的文脈で再検討しようとする研究潮流⁽⁴⁾を念頭に置いている。

(1) 現在の世銀の統計ではこれらの地域への借款は独立後の主権国家への借款として分類されているが、借款交渉の当時はフランス本国と植民地（海外県・海外領土）当局が合同で交渉に臨んでいた。本稿では同時代の資料からみた視点を採るためにこれら植民地当局への借款も「対仏」借款としてあつかう。

(2) 本稿では以下の文書館等に所蔵された一次資料を活用する。世銀グループアーカイブ（World Bank Group Archives, 以下 WBGA と略）、アメリカ国立文書館（United States National Archives and Record Administration, 以下 NARA と略）、フランス財務省経済財政文書館（Archives Economique et Financière de Ministère des Finances, 以下 AEF と略）。

(3) ブレトンウッズ体制および国際金融機関に関する研究史については、さしあたり上川孝夫・矢後和彦編『国際金融史』（有斐閣、2007年）を参照。

第二に「冷戦体制」「開発主義」への歴史的視点である。「ブレトンウッズ秩序」の時代は東西冷戦の開始と激化の時期に重なっており、本稿でとりあげる世銀も西側の立場から開発を支援したことは広く知られている。また「ブレトンウッズ秩序」が成熟してくる過程は西欧諸国の植民地が相次いで独立し「第三世界」の開発が課題となってきた時期でもある。しかしながら、一次資料にもとづき同時代の視点を再検討すると「冷戦」や「開発」は現在認識されている以上に重層的・多義的な過程であったことがみてとれる⁽⁵⁾。フランスに即していえば、「冷戦」は国内でもたたかわれ、しかも政府当局が国内における「冷戦」の言説をたくみに利用して世銀借款に対応していた。そしてフランスの広大な植民地が独立を迎えると、その開発を担うために新たな世銀借款が提起された——。本稿では、まさに歴史的というほかない「冷戦体制」「開発主義」の独自の展開を世銀借款をめぐる交渉過程から浮き彫りにすることを意図している。

ここで先行研究についてふれておこう。国際機関としての世銀については世銀の正史⁽⁶⁾が刊行されているほか、さまざまな立場からの世銀研究が出揃っている⁽⁷⁾。世銀借款についても、世銀側・受入各国側双方の研究も緒についてい

(4) David Andrews, ed., *Orderly Change, International Monetary Relations since Bretton Woods*, Cornell University Press, Ithaca, 2008. 本書所収の論文でアンドリュース (David Andrews) は戦後の国際通貨・金融システムについてIMFなど「ブレトンウッズ機構」の役割を相対化しつつも、これらの機構や西側各国政府、さらには民間の市場が「貿易自由化と経済成長」という政策目標についてははともかくも一致した「秩序」orderを作り上げてきた、という理解を呈示している。

(5) フランスとのかかわりでは、フランス帝国主義史の泰斗スツー (Georges-Henri Soutou) がまとめた冷戦史の総括 Georges-Henri Soutou, "France and the Cold War, 1944-63", in *Diplomacy and Statecraft*, vol.12, no.4, December 2001, pp.35-52を参照。

(6) Edward Mason and Robert Asher, *The World Bank since Bretton Woods*, Brookings Institution, Washington D.C., 1973; Devesh Kapur, John Lewis and Richard Webb, eds., *The World Bank, Its First Half Century*, 2 vols., Brookings Institution, Washington D.C., 1997.

(7) 近年における代表的な成果として Michele Alacevich, "The World Bank's Early Reflections on Development: a Development Institution or a Bank?", in *Review of Political Economy*, vol.21, no.2, April 2009, pp.227-244; 毛利良一『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』(大月書店, 2001年)を参照。

る⁽⁸⁾。しかしこれらの世銀研究・世銀借款研究にあつては、一次資料にもとづく交渉過程の検討が必ずしも十分ではない。そのため世銀は機関運営についても借款供与の政策遂行の面でも、首尾一貫した対応をとりつづけたものとしていわば靜態的に描かれており、借款受入国はじめ現実の諸要因との格闘のなかで矛盾に満ちた政策選択と組織学習を積み重ねてきた「主体」として十分に位置付けられていない。本稿で世銀資料に分け入りながら、とりわけ世銀側の「錯誤」「失敗」の局面を重視するのはこのためである。

他方のフランスについては、フランスの戦後復興と成長がいかにして可能となったのか、という大論題をめぐって経済史研究の豊富な蓄積がある⁽⁹⁾。対外関係についても『フランスとブレトンウッズ機構』と題するシンポジウム論集を契機に一次資料にもとづく研究がフランスの研究者によって多数出されている⁽¹⁰⁾。しかしこれらフランス側の研究では、フランス財務省・フランス銀行等、フランス当局の資料（あるいはこれら当局が蒐集した国際機関の資料）が参照

(8) 本稿の主題に最も近い世銀借款研究として Jeffrey Chwieroth, “Organizational Change ‘from within’: Exploring the World Bank’s Early Lending Practices”, in *Review of International Political Economy*, vol.15, no.4, October 2008, pp.481-505を参照。筆者チュイロース (Jeffrey Chwieroth) は注4に掲げたアンドリュースの論集にも寄稿している政治経済学の論客であり、本稿とも問題意識が重なる。しかしながらこの論文は初期の世銀運営が「内側から」改革されたというテーゼを「企業文化」「構築主義」等の枠組みで説明することを試みたものであり、論証の裏づけは二次文献の解釈にとどまっている。本稿はチュイロースとも視点を共有しつつ、あくまで一次資料による実証をめざしたものである。なお日本の世銀借款借入れをめぐる問題状況については日高千景「鉄鋼業の設備投資と世銀借款（上・下）」（『武蔵大学論集』第44巻第2・4号、1996年11月・1997年3月、所収）を参照。

(9) 代表的な研究として1930年代から50年代までの経済財政運営を財務省の動向を中心にあつかった Michel Margairaz, *L’Etat, les finances et l’économie, histoire d’une conversion, 1932-1952*, 2 tomes, Comité pour l’Histoire Economique et Financière de la France, Paris, 1991およびアメリカの援助など対外関係に焦点をあてた Gérard Bossuat, *La France, l’aide américaine et la construction européenne, 1944-1954*, 2 tomes, Comité pour l’Histoire Economique et Financière de la France, 1992をあげておく。

(10) Comité pour l’Histoire Economique et Financière de la France, *La France et les institutions de Bretton Woods, 1944-1994, Colloque tenu à Bercy les 30 juin et 1^{er} juillet*, Comité pour l’Histoire Economique et Financière de la France, Paris, 1994。なお同書には世銀を論じた論文も複数掲載されているが、いずれも時論に近いものであり本稿の問題関心とは交差しない。

されるのが通例であり、世銀等の国際機関の資料の活用が遅れている。フランスが受け入れた援助・借款については後述するようにマーシャル・プラン援助が際立って巨額であったためか、研究もマーシャル・プランに偏っていて世銀借款がかすんでいることも否めない⁽¹¹⁾。さらに問題なのは、フランス側からの視点だけでは世銀等の国際機関の動きを立ち入ってとらえることができないことである。このため事態の推移があたかもフランスを起点に展開したかのようには把握されてしまうことがあり、歴史像がやや歪んでくる局面が見受けられることである。本稿では、フランスと世銀の「関係」を重視することで、さまざまな援助・借款のバランスを改めて検証し、なおかつフランス中心の視点からはみえてこなかった局面をとりあげようとする。

なおいうまでもなく「ブレトンウッズ秩序におけるフランス」を問題にするのであれば世銀と並ぶ国際金融機関であるIMFについても論じなければならないが、紙幅の都合で本稿ではとりあげず別稿に譲ることとする。

以下、本論ではIで世銀借款の概要をフランス経済の諸指標と対比しながら巨視的にふりかえり、IIで「第1号借款」として対仏借款が決定されてくる世銀初期の交渉過程をあつかう。IIIでは借款の執行と監査の過程をとりあげ、IVでは担保制限条項と資本金18%解除問題という世銀の政策上の争点をフランスとの関係に焦点を絞りながら検討する。

I. 世銀借款とフランスの戦後復興

——「世銀からみたフランス」と「フランスからみた世銀」——

本節では世銀借款の概要とフランス経済の諸指標をとりあげる。これらの検討を通じて「世銀からみたフランス」「フランスからみた世銀」の位置づけを

(11) マーシャル・プランについては1991年に開催されたシンポジウムの論集 *Comité pour l'Histoire Economique et Financière de la France, Le Plan Marshall et le relèvement économique de l'Europe, Colloque tenu à Bercy les 21, 22 et 23 mars 1991*, Comité pour l'Histoire Economique et Financière de la France, Paris, 1993を参照。

まずは統計指標から明らかにする。

(1) 世銀借款とは ——借款の推移と世銀の意思決定——

まずは世銀の業容を確認しておこう（表1）。世銀は加盟国からの資本金払込をもって業務を開始したのち、アメリカをはじめとする金融市場で世銀債を

表1 世銀の業務概要（1947-71年）

単位：百万米ドル

| | 借入残高 (ネット) | 債権売却 残高 | 利用可能 資本金 | 元金償還分 | 業務収益 | 合計 |
|------|---------------|------------|-------------|-------|------|-------|
| 1947 | | | 727 | | -0.9 | 726 |
| 1948 | 254 | | 735 | | 4 | 993 |
| 1949 | 254 | 28 | 746 | | 15 | 1043 |
| 1950 | 261 | 28 | 750 | | 28 | 1067 |
| 1951 | 325 | 31 | 761 | | 43 | 1160 |
| 1952 | 500 | 56 | 829 | 11 | 62 | 1458 |
| 1953 | 556 | 71 | 867 | 13 | 82 | 1589 |
| 1954 | 777 | 103 | 901 | 16 | 105 | 1902 |
| 1955 | 852 | 200 | 942 | 139 | 130 | 2263 |
| 1956 | 850 | 272 | 1072 | 162 | 159 | 2515 |
| 1957 | 1078 | 329 | 1210 | 187 | 195 | 2999 |
| 1958 | 1704 | 420 | 1355 | 219 | 236 | 3934 |
| 1959 | 1937 | 569 | 1498 | 261 | 282 | 4547 |
| 1960 | 2124 | 811 | 1626 | 338 | 342 | 5241 |
| 1961 | 2303 | 1013 | 1651 | 438 | 408 | 5813 |
| 1962 | 2528 | 1332 | 1656 | 543 | 476 | 6535 |
| 1963 | 2524 | 1605 | 1690 | 655 | 558 | 7032 |
| 1964 | 2492 | 1778 | 1703 | 773 | 605 | 7351 |
| 1965 | 2742 | 1885 | 1763 | 909 | 667 | 7966 |
| 1966 | 2806 | 1967 | 1808 | 1075 | 732 | 8388 |
| 1967 | 3309 | 2035 | 1855 | 1263 | 892 | 9354 |
| 1968 | 3524 | 2143 | 1906 | 1500 | 910 | 9983 |
| 1969 | 4222 | 2177 | 1912 | 1798 | 965 | 11074 |
| 1970 | 4612 | 2350 | 1919 | 2126 | 1079 | 12086 |
| 1971 | 5441 | 2373 | 1958 | 2445 | 1177 | 13394 |

【出所】 Mason and Asher, *The World Bank since Bretton Woods*, *op.cit.*, p.857より作成。

発行して資金を調達した。対仏第1号借款を供与する1947年の時点では世銀債は発行できておらず、対仏借款の2億5000万ドルで初期の払込資本金の3分の1程度を使い果たしたことになる。

つぎに世銀借款の規模と供与先を対仏借款に関連する点を中心にみておこう(表2・3)。対仏借款は1947年の唯一の供与案件である。注目すべきなのは、この第1号借款は一国に供与された借款の平均額としては1971年にいたるまで最大の規模を示していることである。表3にみられるとおり世銀借款の受入上位国はフランスをはるかにしのぐ総額を得ているが、これは複数の借款の合計であり、一度に供与された借款としては対仏借款の規模がきわめて大きかったことがみてとれる。

資本金の構築ののちに世銀借款の主要な財源となるのが世銀債であり、この世銀債の発行にとって重要な指標となったのが格付けである。世銀借款は復興や開発などリスクの高い事業に振り向けられるので世銀債の格付けは低くなってしまっておそれがあった。そこで世銀としては払込資本金を債務保証に充て、資本金の代わり金はドル建てで流動性の高い財務省証券に運用した。この仕組みであれば加盟国が復興を遂げて資本金を払い込めるようになればそれだけ保証準備が厚くなるが、他方で借款の上限額は資本金に制約されることになる。借款残高が資本金総額を超えてしまっても世銀債にリスク・プレミアムが付かないように優良債に育て上げるためには発行・引受を担うアメリカの銀行界との意思疎通が重要であり、世銀総裁もこうした銀行対応に多大な精力をつぎ込んだ。こうして世銀の業務が安定して世銀債の格付けが高まってくると、世銀債を中心とする資金調達が可能となり、発行市場もアメリカのみならず各地に広がってくる。こうして世銀債の格付け(S&Pおよびムーディーズ)は、発行開始直後は「A」、1951年に「AA」に上昇し、1959年9月の大規模増資を経て「AAA」に至ることとなる¹²⁾。

本項の最後にふれておかなければならないのは世銀の意思決定である。借款

表2 世銀借款・IDA（国際開発協会）信用の概要（1947-71年）

単位：米ドル

| | 世銀借款 締結件数 (A) | 世銀 新規借款総額 (B) | 1件あたり 平均借款額 (B/A) | IDA信用 締結件数 (C) | IDA信用 新規供与額 (D) | 1件あたり 平均供与額 (D/C) |
|------|---------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1947 | 1 | 250,000,000 | 250,000,000 | | | |
| 1948 | 5 | 263,000,000 | 52,600,000 | | | |
| 1949 | 10 | 137,100,000 | 13,710,000 | | | |
| 1950 | 12 | 166,345,000 | 13,862,083 | | | |
| 1951 | 21 | 297,080,000 | 14,146,667 | | | |
| 1952 | 19 | 298,608,000 | 15,716,211 | | | |
| 1953 | 10 | 178,633,464 | 17,863,346 | | | |
| 1954 | 26 | 323,682,000 | 12,449,308 | | | |
| 1955 | 20 | 409,610,000 | 20,480,500 | | | |
| 1956 | 26 | 396,050,000 | 15,232,692 | | | |
| 1957 | 20 | 387,858,000 | 19,392,900 | | | |
| 1958 | 34 | 710,846,429 | 20,907,248 | | | |
| 1959 | 30 | 703,125,000 | 23,437,500 | | | |
| 1960 | 31 | 658,700,000 | 21,248,387 | | | |
| 1961 | 27 | 609,890,000 | 22,588,519 | 4 | 101,000,000 | 25,250,000 |
| 1962 | 29 | 882,300,000 | 30,424,138 | 18 | 134,100,000 | 7,450,000 |
| 1963 | 28 | 448,650,000 | 16,023,214 | 17 | 260,050,000 | 15,297,059 |
| 1964 | 37 | 809,850,000 | 21,887,838 | 18 | 283,200,000 | 15,733,333 |
| 1965 | 38 | 1,023,300,000 | 26,928,947 | 20 | 309,090,000 | 15,454,500 |
| 1966 | 37 | 839,200,000 | 22,681,081 | 12 | 284,100,000 | 23,675,000 |
| 1967 | 46 | 876,750,000 | 19,059,783 | 20 | 353,540,000 | 17,677,000 |
| 1968 | 44 | 846,950,000 | 19,248,864 | 18 | 106,550,000 | 5,919,444 |
| 1969 | 84 | 1,399,250,000 | 16,657,738 | 38 | 385,000,000 | 10,131,579 |
| 1970 | 70 | 1,680,350,000 | 24,005,000 | 56 | 605,614,000 | 10,814,536 |
| 1971 | 78 | 1,896,400,000 | 24,312,821 | 53 | 584,000,000 | 11,018,868 |
| 合計 | 783 | 16,493,527,893 | 21,064,531 | 274 | 3,406,244,000 | 12,431,547 |

【出所】 Mason and Asher, *The World Bank since Bretton Woods, op.cit.*, p.832より作成。

供与先や世銀債発行の決定がアメリカ政府の「冷戦」の論理に従属していたか否か、そもそもアメリカの意向を離れた世銀独自の意思決定がありえたか、と

(12) 世銀債の概要については Kapur et al., *The World Bank, op.cit.* vol.1, pp.905-950を参照。

表3 世銀借款・IDA 信用の累計供与額上位10カ国 (1971年6月集計)

単位: 米ドル

| | 累計額 | 件数 | 1件平均借款額 |
|----------|---------------|----|------------|
| インド | 2,558,288,975 | 73 | 35,045,054 |
| パキスタン | 1,130,650,101 | 69 | 16,386,233 |
| メキシコ | 1,053,446,438 | 25 | 42,137,858 |
| ブラジル | 998,291,274 | 34 | 29,361,508 |
| コロンビア | 891,377,840 | 49 | 18,191,384 |
| 日本 | 857,041,004 | 31 | 27,646,484 |
| イラン | 612,146,457 | 19 | 32,218,235 |
| ユーゴスラヴィア | 565,490,547 | 19 | 29,762,660 |
| アルゼンチン | 509,102,049 | 9 | 56,566,894 |
| オーストラリア | 417,730,000 | 7 | 59,675,714 |

【出所】 Mason and Asher, *The World Bank since Bretton Woods*, op.cit., pp.830-831より作成。

いう点についてはすでに多くの研究が積み重ねられている⁽¹³⁾。それゆえここでは行論に関わるかぎりでいくつかの論点を素描しておくにとどめる。

第一に、世銀の意思決定におけるアメリカ代表理事の影響である。世銀の公式の意思決定は世銀総会で選出される理事会 (Board of Directors) においてなされるが、この理事会で圧倒的な発言力を有するのがアメリカ代表理事である。アメリカ代表理事は世銀総会において3分の1の投票権を占めておりその影響力は総裁 (President) をもしのぐものがあった。対仏借款の決定の際にアメリカ代表理事をつとめたブラック (Eugene Black) はこう述べている。「世銀総裁にはアメリカ代表理事を選ぶ権限はありません。それは合衆国大統領の権限です。しかし歴史を振り返ると、アメリカ代表理事がこれほど大きな投票権を占めている以上、代表理事と世銀総裁がうまくやっけていけないというものはありえません。そうになったらどちらかは辞めなければならないでしょう」⁽¹⁴⁾。

(13) アメリカによる二国間援助と多国間枠組みを通じた援助とを比較する視点から世銀とアメリカの関係を論じた研究として William Ascher, "The World Bank and U.S. Control", in Margaret Karns and Karen Mingst, eds., *The United States and Multilateral Institutions: Patterns of Changing Instrumentality and Influence*, Unwin Hyman, Boston, 1992, pp.415-439を参照。

ブラックはアメリカ代表理事を辞してから第3代の世銀総裁に就任し、3期13年間を勤めた人物であるだけにその証言には格別の重みがあるというべきだろう。対仏借款の決定に際しても、後述するようにフランスとの交渉の相手方は公式には世銀総裁であるが、その背後にはアメリカ代表理事が睨みをきかせていたのである。

第二に、そのアメリカ代表理事の世銀における行動を決定するアメリカ側の機構である。それは「国際通貨金融問題国家諮問会議」(National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, 以下「NAC」と略)という会議体であった。NACでは国務省、国防省、商務省、連邦準備制度理事会、アメリカ輸出入銀行(Export-Import Bank of America, 以下「EXIM」と略)、それにIMFと世銀の代表者が一堂に会して国際金融問題に関する意思決定を一元的に取り決め、案件によっては長官クラスが出席することもあった⁽¹⁵⁾。世銀借款についていえば、さきのブラックは「世銀理事会に借款が請求される都度、アメリカ代表理事は合衆国政府から借款に賛成するか否かの指示を受けなければなりません。これらの指示はNACで出されます」と証言している⁽¹⁶⁾。ブラックはNACの会議に毎回出席しており、世銀の対仏借款やアメリカ政府の対仏交渉もこのNACでの了解を得ている。アメリカの政府と世銀関係者が一体となったこうした対応を指して、フランス側では政府部内の文書においてさえ世銀を「アメリカ帝国主義の機構のひとつ」「かくも完全にアメリカナイズされた特異な組織」と評している⁽¹⁷⁾。

(14) WBGA, Oral History Program, Transcript of interview with Mr. Eugene R. Black, President, Brookings Institute, August 6, 1961. この資料は世銀アーカイブが系統的に実施している関係者へのインタビューの記録であり、現在は一部を除いて世銀ウェブサイトで公開されている。

(15) NACについては須藤功『戦後アメリカ通貨金融政策の形成——ニューディールから「アコード」へ——』(名古屋大学出版会, 2008年)215-265頁を参照。

(16) WBGA, Oral History Program, Transcript of interview with Mr. Eugene R. Black, op.cit.

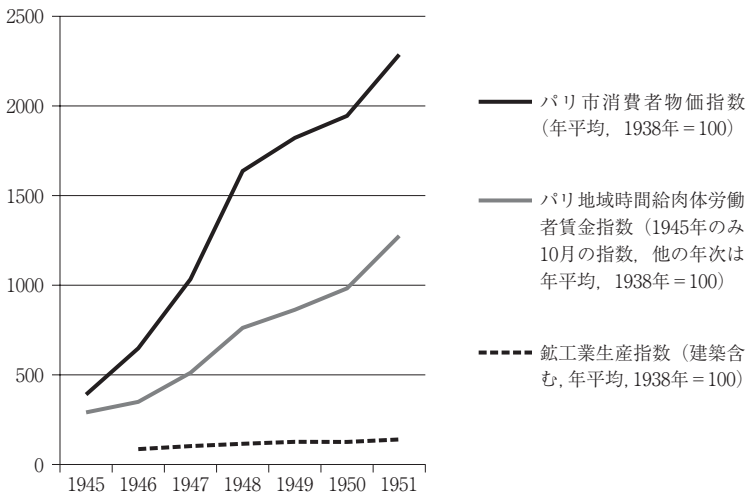
(17) プリムラン財務相に宛てたフランス財務省内部資料にみられる表現。AEF, B62089, Note pour Monsieur Pflimlin, le 9 septembre 1955.

(2) 戦後フランス経済と世銀借款 —— 「1947年危機」 ——

次に戦後におけるフランス経済の状態を確認しておこう。図1にみられる生産・物価・賃金の動向からは、鉱工業生産が1947年までは戦前水準を回復できない一方でインフレが昂進し、賃金上昇が物価に追いつかない危機がしばらく続いていたことがみてとれる。他方で図2からは一進一退を続けながらも輸出が徐々に回復していった状態がうかがえる。

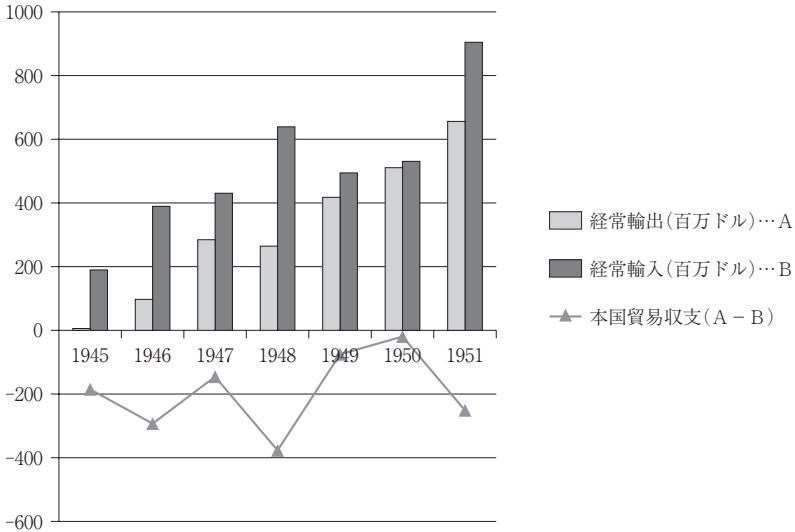
ここにみられる「危機」と「復興」を結び付ける位置にあったのが1947年の経済運営である。すなわちこの年は、フランスが「1947年危機」(la Crise de 1947)と呼ばれる重大な危機に直面しつつ、この危機をアメリカをはじめとする西側の援助で乗り切った年であった。従来の研究では「1947年危機」とは、前年の1946年における小麦の不作に端を発する食糧危機、1946年の仏米二国間交渉で所期の支援が得られなかったことにともなうドル不足と石炭等の生活物資の輸入制限、さらにこれら経済危機に戦後ドイツの処理をめぐる米ソ対立が

図1 戦後フランスの生産・物価・賃金 (1945-51年)



【出所】 Annuaire Statistique de la France, 1951; 1957より作成。

図2 戦後フランスの貿易収支（1945-51年）



【出所】 Annuaire Statistique de la France, 1951; 1957より作成。

むすびについて醸成された政治危機として把握されている⁽¹⁸⁾。本項ではこの「1947年危機」を世銀借款はどの程度解決したのか、という点を検証する。

「1947年危機」の前後にフランスが受け取った海外からの援助・借款の額は先行研究によってあきらかになっている（表4）。この表からはEXIM融資を受けたあとにフランスが1947年にIMF引出，世銀借款，「ストップギャップ支援」と立て続けに支援を得ている様子が浮かび上がってくる⁽¹⁹⁾。またのちのマーシャル・プラン援助からみれば世銀借款が意外に小さな額（ドル援助のおよそ5分の1，単年度の見返り資金相当額とほぼ同額）であることがうかがえ

(18) 「1947年危機」については Bossuat, *La France, l'aide américaine et la construction européenne, op.cit.*, pp.99-139; Margairaz, *L'Etat, les finances et l'économie, op.cit.*, tome 2, pp.859-990.

(19) 「ストップギャップ支援」とはEXIM融資や米軍のフラン購入など緊急支援の総称。WBGA, box no.193491B, file unit 1582890, “Aftermath of French Loan”, D. Crena de Iongh, Treasurer, strictly confidential, November 19, 1947.

表4 世銀借款と他の公的支援等

| | | ドル | フラン | ポンド | カナダドル |
|---------------------|--------------------------|--------------------|----------------|-------------|-------------|
| 1945年3月27日 | イギリス政府の対仏支援 | 604,500,000 | | 150,000,000 | |
| 1945年12月4日 | EXIM 対仏融資 | 550,000,000 | | | |
| 1946年4月9日 | カナダ政府の対仏支援 | <i>253,500,000</i> | | | 253,500,000 |
| 1946年5月28日 | 米国レンドリース流動化 | 653,300,000 | | | |
| 1946年7月12日 | EXIM 対仏融資 | 650,000,000 | | | |
| 1946年12月9日 | 米海兵隊対仏船舶供与 | 55,600,000 | | | |
| 1947年5月 | IMF 引出 | 125,000,000 | | | |
| 1947年5月4日 | 世銀対仏借款 | 250,000,000 | | | |
| 1947年7月27日 | ニュージーランド亜麻供与 | <i>20,150,000</i> | | 5,000,000 | |
| | 英国民間銀行団対仏融資 | <i>50,375,000</i> | | 12,500,000 | |
| 1947年12月6日 | 米国対仏融資 | 32,400,000 | | | |
| | 1948年度米中間援助 見返り資金 | <i>315,803,738</i> | 67,582,000,000 | | |
| | 1948年度マーシャルプ ラン 見返り資金 | <i>387,242,991</i> | 82,870,000,000 | | |
| 1948年4月 ～1949年6月 | マーシャルプラン第一 年次援助 | 1,215,600,000 | | | |
| 1949年 ～1950年 | マーシャルプラン第二 年次援助 | 717,200,000 | | | |
| 1950年 ～1951年9月 | マーシャルプラン第三 年次援助 | 525,400,000 | | | |

【出所】 Bossuat, *La France, l'aide américaine et la construction européenne, op.cit.*, pp.446 et 859. より作成。
注) フランのレートは1948年1月の公定レート、ポンド、カナダドルのレートは当該年度のIMF平価による。斜体はドル換算額。

る。

問題は世銀借款をはじめとする支援額が「1947年危機」への対応としてどのくらい有効であったかである。世銀の推計によると1947年のフランスの外為ギャップ推計は5億4000万ドルだったといわれる⁽²⁰⁾。1947年には予算も赤字であり、フランスはブレトンウッズ協定で取り決めた固定相場を維持するには逃避資金・退蔵金の動員が欠かせない状況に置かれていた。後述するようにフラ

(20) Ibid.

ンスは借款交渉では当初「5億ドル」の要求を示したが「5億ドル」という数字の背景はこの外為ギャップからもうかがえよう。しかしながら交渉の結果締結された借款額はその半額の2億5000万ドルにとどまった。世銀借款だけでこの外為ギャップに対処することは不可能であり、借款締結と前後して取り組まれた他の支援をかき集めてようやく所用額に達するありさまであった。いいかえればIMF引出などと世銀借款を合わせて当年度の外為ギャップに対処できればよいという判断が下されていたことになる。

では産業別・素材別の視点では世銀借款はどのような効果を持ったのだろうか。借款で購入すべき物資は、のちの借款と同様に借款締結時に定められた(表5)。借款総額2億5000万ドルのうち2億1700万ドル分はアメリカで購入することとされた。もっともこの購入計画の実施に際しては、後述するようにさまざまなトラブルが出来た。

この表5に掲げられた計画額がどのように産業別に配分されたかについては主要な産品について表6および表7に概要を掲げた。これらはいずれも実績ベースの指標であり、対仏借款が実際にどのように配分されたかをあらわしている。産業別の分類(表6)でみると「交通」「鉄鋼」が際立って厚く配分されており、その傾向は主要素材別の分類(表7)にも現れている。表7からは以下の特徴がうかがえる。(1)世銀借款の配分とフランス全体としての素材の配分にはおおむね同様の傾向、すなわち「国鉄」「鉄鋼」「ガス」関係に重点配分されている傾向がみてとれる。(2)ただし世銀借款を重点配分していても、それがフランス全体の輸入に大きく寄与しているとはいえず、むしろフランス全体としての重点領域ほど世銀の寄与度は低い。(3)石炭・石油では世銀の寄与度は全体として50%近くにおよんでいるが、いいかえれば当該期の数カ月分の輸入だけで借款の大半を使い果たしたことになる。世銀借款がごく短期の燃料等の需要にふりむけられたことがうかがえる。表7の原資料では世銀借款による輸入分が、素材によって区々ながら1945年から1947年にかけての短

表5 世銀対仏借款協定による購入物資

単位：千米ドル

| | 当初計画額 | 実績額 | 合計に対する 実績額の比率 (%) |
|------------|---------|---------|-------------------------|
| 資源 | | | |
| 石炭 | 62,000 | 63,000 | 25.2 |
| 石油製品 | 40,000 | 26,500 | 10.6 |
| 非鉄金属 | 20,000 | 20,000 | 8.0 |
| 綿 | 18,000 | 28,000 | 11.2 |
| 鉄鋼製品 | 25,000 | 25,000 | 10.0 |
| 小計 | 165,000 | 162,500 | 65.0 |
| 資材 | | | |
| カナダ製商船 | 7,400 | 5,324 | 2.1 |
| カナダ製機関車 | 4,700 | 1,807 | 0.7 |
| カナダ製公共事業物資 | 1,300 | 1,562 | 0.6 |
| 製鋼所資材 | 11,000 | 10,797 | 4.3 |
| 米国製船舶 | 5,000 | 10,392 | 4.2 |
| 自動車産業用資材 | 3,500 | 1,744 | 0.7 |
| 航空機資材 | 5,600 | 5,934 | 2.4 |
| 鉄道貨車 | 1,200 | 1,315 | 0.5 |
| その他資材 | 7,800 | 8,625 | 3.5 |
| 小計 | 47,500 | 47,500 | 19.0 |
| 運賃 | 37,500 | 40,000 | 16.0 |
| 合計 | 250,000 | 250,000 | 100.0 |

【出所】 WBGA, box no.193491B, file unit 1582893, "Report on End-Use Supervision of Loan to Cr dit National pour faciliter la repartition des dommages caus s par la guerre guaranteed by the Republic of France, Loan Number 1 Fr., Paris, July 12, 1949". より作成。

期の輸入分と対照されているが、この参照基準自体が世銀借款の役割を物語っている。

貿易収支をとると、輸入は1946年から1949年にかけて（1948年を除いて）おおむね横ばいだが同期間に輸出の伸びが著しい（図2）。世銀当局はこの輸出

表6 世銀対仏借款の産業別分類（実績ベース）

単位：百万米ドル

| | フランス本国 | 構成比 (%) | 海外県・ 海外領土 | 構成比 (%) |
|-------|--------|---------|--------------|---------|
| 交通 | 81 | 33.82 | 6 | 57.14 |
| 鉄鋼 | 30 | 12.53 | 0 | 0.00 |
| ガス・電力 | 26 | 10.86 | 1 | 9.52 |
| 繊維 | 28 | 11.69 | 0 | 0.00 |
| 通信 | 5.4 | 2.25 | 0.3 | 2.86 |
| 農業 | 1.5 | 0.63 | 0 | 0.00 |
| 港湾 | 1.9 | 0.79 | 0.5 | 4.76 |
| その他 | 65.7 | 27.43 | 2.7 | 25.71 |
| 計 | 239.5 | 100.00 | 10.5 | 100.00 |

【出所】 WBGA, box no.193491B, file unit 1582892, "Loan Administration Report on the Credit National Loan of \$250,000,000", May 12, 1950より作成。

増について「輸出のめざましい回復は食糧および鉄鋼製品の販売に大きく負っている。鉄鋼製品の輸出はほぼ戦前水準に回復しフランスはこの製品で世界第三位の輸出国になった」⁽²⁾と評価している。借款の一部が鉄鋼関連の物資購入にあてられてこの輸出増に寄与していることをふまえると、世銀借款もたんなるつなぎ融資を超えた構造調整の効果をもたらしていたことがうかがえる。

輸入面での世銀借款の効果については、同時代の世銀当局が以下のような測定をおこなっている。すなわち、①アメリカ合衆国からフランス本国への輸入規模が1947年に7億6500万ドル、これに対して②世銀借款にともなうアメリカからフランスへの輸入は1億7000万ドルである。①に対して②は22%を占める。次に③全世界からフランスへの輸入規模は1947年に22億ドルであり、④世銀借款にともなう全世界からフランスへの輸入規模は2億ドルであった（世銀借款の現物購入先はアメリカ以外にもあった）。③に対して④は9%を占める。同様の比率は借款引出後の1948年には2%以下に低下する。また⑤1947年のフ

(2) Ibid.

表7 世銀借款による輸入物資とその配分

【石炭】 (単位: トン, %)

| | | |
|--------------------------|------------|-------|
| フランス本国分の輸入 (1947年1～9月実績) | 12,067,150 | |
| うち世銀借款による輸入分 | 6,420,779 | 100.0 |
| 世銀借款分の配分先・配分比率 | | |
| 国鉄 (SNCF) | 1,799,475 | 28.0 |
| 電力 | 84,731 | 1.3 |
| ガス | 1,364,790 | 21.3 |
| 鉄鋼 | 687,744 | 10.7 |
| 諸産業 | 2,484,039 | 38.7 |

【石油】 (単位: トン, %)

| フランス本国の民需石油消費 (1947年第一四半期実績) …A | | | 世銀借款による輸入分 (精製後) …B | | 世銀借款分による充足率 (B/A) |
|---------------------------------|-----------|--------|---------------------|--------|-------------------|
| ガソリン | 925,243 | 33.64 | 316,326 | 24.29 | 34.19 |
| ガスオイル | 225,940 | 8.21 | 220,398 | 16.92 | 97.55 |
| 燃料油 | 1,210,739 | 44.02 | 553,805 | 42.52 | 45.74 |
| パラフィン・蠟 | 4,950 | 0.18 | 7,283 | 0.56 | 147.13 |
| 潤滑油・グリース油 | 122,000 | 4.44 | 68,138 | 5.23 | 55.85 |
| アスファルト | 177,600 | 6.46 | 86,302 | 6.63 | 48.59 |
| 灯油 | 66,128 | 2.40 | 50,283 | 3.86 | 76.04 |
| 液化ガス | 17,803 | 0.65 | | | 0.00 |
| 合計 | 2,750,403 | 100.00 | 1,302,535 | 100.00 | 47.36 |

【鉄鋼】 (単位: 重量ポンド, %)

| 合衆国・カナダからの輸入 (1945年4月～1947年11月) …C | | | 世銀借款による輸入分…D | | 世銀借款分による充足率 (D/C) |
|------------------------------------|---------------|--------|--------------|--------|-------------------|
| 公共事業 | 184,282,560 | 6.64 | 14,029,296 | 8.40 | 7.61 |
| 復興・都市計画省 | 224,700,132 | 8.10 | 14,689,615 | 8.79 | 6.54 |
| 国鉄 (SNCF) | 641,587,800 | 23.13 | 46,280,469 | 27.70 | 7.21 |
| 鉄鋼業 | 291,566,600 | 10.51 | 19,271,555 | 11.54 | 6.61 |
| フランス電力 (EDF) | 77,748,306 | 2.80 | 16,977,240 | 10.16 | 21.84 |
| 化学産業 | 317,880 | 0.01 | 39,093 | 0.02 | 12.30 |
| 郵便電信事業 (PTT) | 2,313,460 | 0.08 | 1,304,721 | 0.78 | 56.40 |
| 「民需転換」した兵器廠 | 227,365,877 | 8.20 | 290,345 | 0.17 | 0.13 |
| 繊維産業 | 4,819,037 | 0.17 | 512,168 | 0.31 | 10.63 |
| 農業素材産業 | 14,223,434 | 0.51 | 6,642,465 | 3.98 | 46.70 |
| 造船業 | 215,425,944 | 7.77 | 501,617 | 0.30 | 0.23 |
| 石炭産業 | 626,078 | 0.02 | 500,304 | 0.30 | 79.91 |
| 金属加工業 | 31,528,759 | 1.14 | 4,006,002 | 2.40 | 12.71 |
| 鉄鋼製品流通 | 461,734,729 | 16.65 | 21,997,655 | 13.17 | 4.76 |
| 鉄管 | 213,556,528 | 7.70 | 7,637,125 | 4.57 | 3.58 |
| 自動車製造業 | 104,396,302 | 3.76 | 9,233,660 | 5.53 | 8.84 |
| 大型・中型機械 | 8,983,337 | 0.32 | 441,400 | 0.26 | 4.91 |
| 鋳造業 | 68,344,370 | 2.46 | 2,701,869 | 1.62 | 3.95 |
| 合計 | 2,773,521,133 | 100.00 | 167,056,599 | 100.00 | 6.02 |

【出所】 WBGA, box no.193492B, file unit 1633704, "Crédit National, rapport", tableaux 1, 2, 4, 5 et 14より作成。

ランスにおける粗固定資本投資に対して借款額は20分の1を占めるに過ぎない⁽²²⁾。

しかし注目すべきなのは、世銀当局自身がこの額の重要性を指摘している点である。世銀は1950年に作成したレポートで上述の計数を示してから以下のようにコメントしている。「とはいえ借款はフランスにとって決定的な時期に交付された。すなわち EXIM と英国政府から提供された信用はすでに底をつき、合衆国の中間支援とマーシャル・プラン援助はまだ準備段階にあったのである。こうして世銀借款は輸入原料の流れを支え、復興計画の深刻な後退を食い止めた」⁽²³⁾。借款の額よりも、短期のドルギャップを埋めるいわば呼び水として世銀借款はフランスにとって死活的に重要だった、というのが世銀の自己評価である。

本節の検討から浮かび上がる「世銀からみたフランス」「フランスからみた世銀」はそれぞれどのような位置を占めるものだったろうか。概括すれば以下のようになるだろう。まず「世銀からみたフランス」は、当時としては群を抜いて大きな規模の借款供与国だった。他方で「フランスにとっての世銀」は、あまたある援助元のひとつであり、相対的には小さなウェイトしか占めていなかった。とはいえ同時代の文脈に照らしてみれば、世銀借款はフランスの「1947年危機」が瀬戸際にさしかかった重大な局面で交付され、外為ギャップの解消のみならず製鉄業などの構造改革にも寄与した借款であった。こうした位置づけをふまえて次節では対仏借款の決定過程をより具体的に検討する。

II. 対仏借款の決定過程 —— 「第1号借款」 ——

さきにふれたように世銀の対仏借款は世銀第1号の借款であり、1947年5月9日に借款協定が締結され、借款引出開始日は1947年6月9日とされた。本節

(22) Ibid.

(23) Ibid.

ではこの第1号借款について概要を紹介したのちに、いかなる経緯でこの借款が取り結ばれたのかを歴史的にあきらかにする⁽²⁴⁾。

(1) 対仏借款の概要

この借款は世銀のその後の借款と同様に、貸し手 (lender) は世銀、借り手 (borrower) は直接には政府ではなく民間等の金融機関とされ、フランス政府は保証人 (guarantor) と位置づけられた。借り手の任を負うことになったのは、政府系の復興金融機関であるクレディ・ナショナル (Crédit National) である。クレディ・ナショナルは第一次大戦の戦後復興を目的として1919年に創設された準公的金融機関であり、債券を発行して資金を調達し戦災被災地等に復興向けの融資をおこなっていた。クレディ・ナショナルはまた米ドルで受け取った借款の見返り資金の運用も委託されることになる。ちなみに世銀借款が締結された時点のクレディ・ナショナル総裁は、のちにフランス銀行総裁も歴任することになる大物財務官僚ボンガルトネル (Wilfrid Baumgartner) であった⁽²⁵⁾。

第1号借款の総額は前述のとおり2億5000万ドル、償還金利は3 1/4%、これに手数料分1%が上載せられた。償還開始日は1952年11月1日、半年ごとに償還して1977年に完済予定とされた。

なお借款の返済についてもふれておこう。世銀条約においては、借款は貸し手である世銀から各国政府・機関投資家へ売却され、世銀本体としては速やか

⁽²⁴⁾ 第1号借款の概要については、WBGA, box number 193491B, file unit 1582889, Loan Agreement between International Bank for Reconstruction and Development and Crédit National pour faciliter la réparation des dommages causés par la guerre, dated, May 9, 1947.

⁽²⁵⁾ Olivier Feiertag, *Wilfrid Baumgartner, un grand commis des finances à la croisée des pouvoirs (1902-1978)*, Comité pour l'Histoire Economique et Financière de la France, Paris, 2006, pp.286-311. を参照。本書はクレディ・ナショナル総裁、フランス銀行総裁を歴任した高級官僚ボンガルトネルの視点からフランス現代経済史を俯瞰した大作であり、世銀借款や対米交渉についても言及がある。

に貸金を回収する手筈になっていた。対仏第1号借款の場合も2億5000万ドルの総額のうち世銀から各国政府・機関投資家への売却分が7070万ドル、フランスの貯蓄機関の購入分（1962年3月）が6000万ドル、フランス銀行の購入分が1963年4月（第一次）に6070万ドル、1963年8月（第二次）に5860万ドルと推移した²⁶⁾。フランスが第1号借款の購入（世銀からみれば債権の売却）に応ずるようになる1962年には、フランス政府は世銀に対して割引（債務の軽減）を受け入れさせ、なおかつ債権をフランス銀行だけに売却するように要求した。世銀側はこのときの債権売却は「繰上げ返済」ではなく「売却」であるとの認識を示し以後の割引には応じない意向を示したが、最初の借款返済ということでは一回だけはフランス側の要求を呑むこととなった²⁷⁾。

対仏借款は世銀にとっても最初の借款ただけに、世銀とフランスのあいだには相当の抗争がもちあがった。こうした学習過程を経て世銀借款は形を整えていった。その意味でここに概観した世銀の対仏借款には、その後の世銀借款が直面する問題点が先取りされているとみることができる。

(2) アメリカ側の意思決定 —— NAC の内部論争 ——

次に世銀借款が締結されるまでの世銀とフランスの交渉を検討しよう。フランス政府が世銀に借款要請の書簡と覚書を提出するのは1946年10月8日であるが、この借款要請に先立つ段階でどのような準備と根回しがおこなわれていたのか、そしてなぜ第1号借款がフランスに供与されたのだろうか。

ここで重要な意思決定を行ったのがさきにふれたアメリカのNACである。1946年4月25日に開かれたNACの会合で対仏援助が議題に上り世銀借款やEXIM融資の見通しが決せられたのである。このときのNACの議論では、対

²⁶⁾ WBGA, box no.193491B, file unit 1582891, Bank Press Release no.63/32, August 2, 1963.

²⁷⁾ WBGA, box no.193488B, file unit 1582838, Correspondence, Robert Cavanaugh to Mr. J. Burke Knapp, "Discussion with M. de Lattre", July 19, 1962. フランス銀行に売却された世銀の債権はのちにフランスの準公的金融機関である預金供託金庫に振り替えられた。

仏援助のみならず「冷戦体制」をみる上で重要な論点があられている。やや詳しくみておこう⁽²⁸⁾。

NAC ではまず米仏間の余剰軍需物資引渡支援の交渉経過が紹介され、現状ではフランスの手元に残る流動性は「多くても1億ドル」という試算が報告された。これを受けてクレイトン (William Clayton) 経済担当国務次官が「国務省としては政治的理由から現時点ではフランスにはできるだけ寛大な支援が与えられるべきと思う」と発言し、財務省長官補佐のバーンスタイン (Edward Bernstein) も「欧州の工業製品への需要は、かつてはドイツによってまかなわれていたがドイツがふたたび対処できないならどこか別の国、おそらくはフランスと英国によって満たされなければならないだろう」と述べて支援に賛同した。この流れを受けて国務省のクレイトンが対仏支援の所用額を「20億ドル」と見積り、その内訳として「1946-47年に EXIM 融資で6億5000万から7億5000万ドルそして軍需物資の決済で6億5000万ドル」「1947-48年に世銀から8億から10億ドル」という提案を示した。さすがにこの提案には同じ国務省の金融開発局長のコヤード (Emilio Collado) が「世銀が1947-48年に供与できるようになると思われる20億ドルの貸出からみて、一国に供与される額としては巨額ではないか」と問題を提起し、EXIM 頭取のマクチェスニー・マーティン (William McChesney Martin) もフランスへの巨額支援に疑義を呈し、EXIM としては「3億ドルまで」が適当という見解を示した。NAC では、対仏支援を「政治的理由」から急ぎたい国務省が世銀を含む諸機関からの援助の分担についてまで構成案を呈示し、これに EXIM などが抵抗するという議論がなされていたのである⁽²⁹⁾。

結局、この日は対仏支援については結論を得られなかったが、注目すべき議

(28) 以下 NAC の対仏借款をめぐる内部論争については、須藤功『戦後アメリカ通貨金融政策の形成』前掲書、225-226頁にも詳細な検討がある。本稿は須藤氏とほぼ同一の資料に依拠しているが、行論のとおりその解釈はやや異なっている。

論が出された。すなわち当時アメリカがソ連と取り決めていた10億ドルの支援を凍結してフランスなど西側の支援に回すべきではないか、というのである。NACの議長を務めていたヴィンソン（Fred Vinson）財務長官はその経緯を紹介して次のように述べている。「EXIMが以前に議会に赴いた際は対日戦争が継続中であり、増資分の10億ドルがロシアに行くということは了解済みだった」「もしも今、12億5000万ドルの融資が申請されそのうち10億ドルがロシアに行くとわかったら、どんな反応が返ってくるだろうか」⁽³⁰⁾。対仏支援、そのなかの対仏世銀借款の位置づけという問題は「冷戦」の起源と密接にむすびついていたことがうかがえる。この主題は続く1946年5月2日のNAC会議でも取り上げられた。議論は対ソ支援の凍結と対仏支援の開始が関連しているのか、という点をめぐって紛糾し、結局対ソと対仏の「ふたつの行動をリンクさせることは却下された」ものの、対ソ支援については議会の判断を待つという玉虫色の結論に達した⁽³¹⁾。

5月2日の会議では対ソ支援の議題が片付いてから対仏支援が議論され、国務省とEXIMの対立が再燃した。クレイトン国務次官は、国務省は対仏支援に「最大の優先度を与えている」と述べ「最低でも6億5000万ドル」という数字を呈示した。これに対してEXIM頭取のマクチェスニー・マーティンは「5億ドルが最高値と思っていた」と反対した。議場ではマクチェスニー・マーティンがEXIMとしてはデータを受け取っていないので検討の時間がなかったなどと抵抗を続けたが、議長のヴィンソン財務長官も含めて議論は国務省の積極支援論に傾きつつあった。だがここでヴィンソン財務長官が、支援供与は

(29) NARA, NAC Documents, Meeting of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems and the U.S. Top Committee on French Financial Negotiations, April 25, 1946.

(30) Ibid.

(31) NARA, NAC Documents, Meeting of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems and the U.S. Top Committee on French Financial Negotiations, May 2, 1946.

「5月10日までという期限がある、なぜならフランスの選挙前に供与されなければならないからだ」と述べたところから潮目が変わった。ウォーレス（Henry Wallace）商務長官が「われわれがフランスの選挙に参加しているとは知らなかった」とヴィンソン財務長官に咬みつき、援助を通じて外国の選挙に介入することに反対したのである。ウォーレス商務長官は「この規模で、このタイミングで外国の選挙前に融資を行うという企てに重大な疑義」を呈し、融資の延期まで提案した。議論はウォーレスが議場を中座するまで続き、結局対仏支援については次の会議まで決定が延期された³²⁾。

4日後の1946年5月6日に開かれた会議ではクレイトン国務次官が対仏EXIM融資を「6億5000万ドル」とする動議を提出した。さきの会議では支援に反対していたウォーレス商務長官も今回は同意したが、議事録に「商務省が援助に賛成したのは経済的理由によってであり、政治的理由ではなかった」と明記するように迫った。これを受けて議長のヴィンソン財務長官は「経済的ならびに政治的に良好で十分な理由」という文言にすることで議論を引き取った。しかしこの日も対仏援助の政治的性格をめぐって議論がくりかえされ、今回はエクルズ（Marriner Eccles）連邦準備制度理事会議長が「現政権は他国の政治的結末に関心を寄せているが、政府が外国の選挙をカネで買っていると指弾されるのはよくない」とまで述べて性急な融資に難色を示した。これに対して国務省のクレイトンは「援助の緊急性」など従来の主張をさらに鋭く展開した。結局、対仏EXIM融資はNACでの異例の票決にかけられ、エクルズ連銀議長は「5億ドルのほうが良いが、援助がもたらす問題については国務省が責任を取るといっているのだから」原案の6億5000万ドルに賛成、商務省のメンバーもウォーレス長官を含め原案に賛成、クレイトン国務次官は当然賛成、マクチェスニー・マーティン EXIM 頭取は棄権に回り、動議は可決された。

³²⁾ Ibid.

票決の際にウォーレス商務長官は「これでは世銀がいつ援助に出てくるのか疑問だ」とつぶやいている³³⁾。

ちなみにこれら一連のNACの会議に局長クラスで出席しているバーンスタイン、コヤード、それにEXIM頭取だったマクチェスニー・マーティンらは、1950年代以降にIMFや世銀で中心的な役割を果たすことになる。

(3) 借款の申請から締結へ ——世銀とフランスの交渉——

では1946年10月の借款申請から受諾にいたる経緯はどのように推移したのだろうか。この過程にもいくつかの重要な論点があらわれている。

1946年10月8日に仏財務相シューマン (Robert Schuman) が世銀に提出した借款要請の書簡では、要請額は5億米ドルとされていた。書簡のなかでシューマンは「フランスは効果的に自力復興しているがさらに先に進むためにいくらかの支援が必要」とであると論じている³⁴⁾。

ここでシューマンが強調した「自力復興」は、申請の2カ月後、1947年1月7日に発表されたフランスの「近代化・設備化計画」(le Plan de modernisation et d'équipement)、いわゆる「モネ・プラン」(le Plan Monnet)で具体化される。「モネ・プラン」とは計画庁長官モネ (Jean Monnet) が策定した経済計画であり、1947年に1938年の生産水準を回復し、1950年には1929年の水準に達することを目標に掲げていた³⁵⁾。プランはまた復興向けの投資財源は84%を国内でまかなうと標榜しており、発表と同時に即日施行に移されたスピード感とともに「自力復興」の意思を内外に印象づけた。ただし世銀側はこの計画

³³⁾ NARA, NAC Documents, Meeting of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems and the U.S. Top Committee on French Financial Negotiations, May 6, 1946.

³⁴⁾ WBGA, box no.193490B, file unit 1582886, Draft Minutes of Meeting held on March 25, 1947.

³⁵⁾ モネ・プランについては石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』(日本経済評論社, 2009年) 15-34頁を参照。

について、借款獲得のためにフランスの「復興への意思」(will to recovery)を演出した机上の計画とみて批判的に分析している³⁶⁾。フランス国内の復興計画と世銀借款が連動していた——少なくとも当の世銀はそのように認識していた——ことになる。

「モネ・プラン」の発表・施行を経て借款交渉はいよいよ大詰めを迎える。まず1947年2月に世銀の執行部体制が刷新され、初代総裁メイヤー (Eugene Meyer) から第二代総裁マクロイ (John McCloy) に総裁が交代した³⁷⁾。高齢で国際金融の経験に乏しかった初代のメイヤーから当時52歳でニューヨーク・チェース・ナショナル銀行顧問弁護士だったマクロイへの総裁交代は組織に活力をもたらし、対仏借款をはじめとして借款が次々に取り組まれた。マクロイが総裁指名を受諾する条件として世銀に引き連れてきた副総裁ガーナー (Robert Garner) はジェネラル・フーズ社の財務担当副社長、マクロイに総裁指名受諾を促しみずからもアメリカ代表理事として世銀入りした前出のブラックはニューヨーク・チェース・ナショナル銀行副頭取で、いずれも金融業務に通暁していた³⁸⁾。

1947年3月25日には世銀副総裁ガーナーとクレディ・ナショナル総裁のポーンガルトネルがワシントンで会談した。ガーナーは「フランスの経済は病んでおり、フランスの融資申請に対する世銀のアプローチは医師としてのものだ。医師は患者に助言ができるだけであり、患者の回復は主として患者自身の努力による」と述べて「自力復興」の重要性を強調した。対するポーンガルトネルは「フランスが世銀に申請者としてやって来たという点には賛同できない。フ

36) WBGA, box no.193490B, file unit 1582886, Draft Minutes of Meeting held on March 25, 1947, op.cit.

37) マクロイの評伝として Kai Bird, *The Chairman: John J. McCloy and the Making of the American Establishment*, Simon and Schuster, New York, 1992. を参照。

38) Mason and Asher, *The World Bank, op.cit.*, pp.48-52; Kapur et al., *The World Bank, op. cit.*, vol.1, pp.10-11.

ランスの経済が病気なのは主としてフランスのせいではない。合衆国のような国は独立の原理に立脚している。フランスもまた自身の政策に自ら審判を下すべきだ」と反論した⁽³⁹⁾。借款締結の直前まで、「自力復興」を促してフランスを牽制する世銀と、「モネ・プラン」をはじめ「自力復興」の意思を示しながら借款を引き出そうとするフランスが厳しい交渉を重ねていたことがうかがえる。なおこの時期にポーンガルトネルは世銀総裁のマクロイともトップ会談に臨み、借款の最終調整をおこなっている。この席で借款の条件を懇懇に一字一句詰めようとするポーンガルトネルに対して逆上した総裁マクロイが「ルイ14世のような口をきくな (don't speak like Louis XIV)」と放言したことは、陪席したフランス財務省高官の証言を通じて後世の語り草になっている⁽⁴⁰⁾。

なお一連の借款交渉についてアメリカのNACでは立ち入った議論はかわされていらない。借款調印の直前、1947年4月17日のNACの会議には世銀のアメリカ代表理事ブラックが出席して対仏借款について報告しているが、議論は出なかった。注目されるのは、ブラックが2億5000万ドルの借款供与をいう一方で「世銀はこれ以上の借款についてはいかなる約束もしていない」、借款供与ののちに「追加借款について話し合うことを世銀は歓迎するが、額の特定については現時点でいかなる約束も言及もしない」と強調していることである⁽⁴¹⁾。

1947年5月7日からは世銀理事会が3日間連続して開催され、この場で対仏借款が正式に機関決定された。理事会では、後述する「担保制限条項」(negative pledge clause) が借款協約に明記されていないことについてイギリスとギリ

(39) WBGA, box no.193490B, file unit 1582886, Draft Minutes of Meeting held on March 25, 1947, op.cit.

(40) André de Lattre, “Le Plan Marshall et la transition de l'économie française”, in Comité pour l'Histoire Economique et Financière de la France, *Le Plan Marshall, op.cit.*, p.723 ; Christian Valensi, *Un témoin sur l'autre rive, Washington 1943-1949*, Comité pour l'Histoire Economique et Financière de la France, Paris, 1994, pp.346-355.

(41) NARA, NAC Documents, Meeting of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, April 17, 1947.

シャの代表理事から質問が相次いだ。総裁マクロイは、フランスの財務大臣が書簡で借款にかかる担保については世銀を最優先する旨を約束していると説明し、借款協約にあえて明記しなかったことに理解を求めた。理事会ではまた、借款額がフランスが要請した5億米ドルの2分の1にあたる2億5000万ドルにとどまったことについて「モネ・プラン」の執行に影響はないのか、とする「もっともだがデリケートな質問」が出された。マクロイ総裁にかわって説明を求められたフランス代表理事は「政府としては予定された期限内にモネ・プランの目標を達成するつもり」だが「石炭供給と外貨不足が乗り越えがたい障壁となるでしょう」と述べ、「借款の残りの部分が10月あるいは遅くとも11月には供与されなければ、第二四半期の輸入計画の実現が危ぶまれることになり、そうなればモネ・プランの1947年度目標の達成もむずかしくなるでしょう」と間接的な表現ながら「残り2分の1」の獲得に意欲を示した。この発言には理事たちから特段の反応はなく、対仏借款は原案のとおり総額を2億5000万ドルとすることで了承された。理事会の模様を本省に報告したフランス代表理事は、理事会での「議論の哲学」をふりかえり、こう結んでいる。「マクロイ氏はこうして正真正銘の世銀指導者となりました。あとは彼が金融市場の囚人 (le prisonnier) になるか、それとも案内人 (le guide) になるかをみきわめることでしょう」⁽⁴²⁾。

世銀側は、フランスが求める「残り2分の1」について1947年10月1日以降に改めて検討する旨をフランス当局に通知した⁽⁴³⁾。この「2分の1」という締結額、さらには追加の貸与分の扱いが、このあと世銀とフランスのあいだの複雑な交渉の争点になる。他方で借款締結の直後、1947年6月にマーシャル・ブ

(42) AEF, B62092, correspondance, M. De Carmoy, Administrateur suppléant de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement à M. Le Ministre des Finances, Direction des Finances Extérieures, Banque Internationale- Approbation du prêt à la France, le 12 mai 1947.

(43) WBGA, box no.193488B, file unit 1582838, Meeting held at 4 P.M., July 26, 1947, at the Ministry of Finance, Paris, July 30, 1947.

ランが発表され、ヨーロッパの戦後復興はそれまでとはまったく様相を異にする。フランス政府もマーシャル・プラン援助の獲得に注力するようになる⁽⁴⁴⁾。

さて借款締結の2カ月ほど後、1947年7月26日に世銀の借款局(Loan Department)のヒル(Walter Hill)とフランス財務省対外関係局のギンディ(Guillaume Guindéy)が早速、追加貸与分をめぐる会談した。世銀のヒルは「フランスのドル不足は輸出ではまかなえず、申請されている世銀借款の残り2億5000万ドルでも不十分なので抜本対策が必要」と指摘し、フランスの経済安定化に向けた行政対応やインフレ対策上の政治環境にも疑問を呈した。これに対してフランス側のギンディは1946年5月の米仏二国間交渉の折、受け入れたEXIMの支援では所要額に足りなかったため、世銀から5億ドルを融資してもらうことは「ある種の約束だった」という主張を展開した。同時にギンディは石炭が復興のボトルネックとなっている事態をみとめ、他方で議会対策の困難も指摘し、だからこそ問題解決には世銀借款が必要だとの認識を示した⁽⁴⁵⁾。1947年9月にはドル不足がさらに悪化していることが判明し、残りの支援でも足りないことが世銀側に明らかになった。フランスはこの事情を強調したが、逆に世銀はフランスがこうした事情を知りつつ借款契約に及んだとみてフランスの交渉に不信感を持つに至った⁽⁴⁶⁾。

この交渉過程には以下の問題が含まれている。第一に、世銀側もフランス側も、世銀借款を「ドル不足」との関連で把握している点である。ブレトンウッズ協定の上では世銀借款は長期資金を供与するものとされており、短期の為替制限を担当するIMFとはあつかう資金の領域がこととなっていた。借款にあて

(44) 世銀総裁マクロイはマーシャル・プランに賛成の立場で米議会で証言を行っている。マクロイ自身の述懐によればマーシャル・プランのほうが本質的に重要(essential)であり、世銀の立場に固執する狭い見方は取らなかったという。Mason and Asher, *The World Bank*, op.cit., p.53.

(45) WBGA, box no.193488B, file unit 1582838, Meeting held at 4 P.M., July 26, 1947, at the Ministry of Finance, Paris, July 30, 1947, op.cit.

(46) WBGA, box no.193491B, file unit 1582890, "Aftermath of French Loan", D. Crena de Iongh, Treasurer, strictly confidential, November 19, 1947, op.cit.

られる資金も、ドルによる現物購入が定められるなど経済のインフラ整備の目的が明確に規定されるはずであった。ところが世銀・フランスの双方とも、借款額はドル不足をおぎなうものと認識しており、争点はそのための環境整備やフランス側の「自力復興」の可否に絞られていた。初期の世銀借款がきわめてアドホックな性格を帯びていたことがうかがえる。第二に、その交渉における「ドル不足」のとらえ方である。フランス側からすれば、ドル不足が深刻であるほど世銀借款、それも追加分も含めた満額が必要になるという理屈になるが、世銀側ではドル不足を管理できないような国に巨額の借款を供与するわけにはいかないという論法を繰り出した。1947年9月の交渉経過にみられるように、ドル不足の深刻さは借款獲得をめざすフランスにとって不利にはたらく局面もあった。

結局、フランス側が要求していた追加借款はみとめられず、世銀第1号借款は2億5000万ドルで決着した。フランス財務省は1948年3月の時点で追加借款を獲得することをあきらめ、プロジェクト借款など別の形の融資を受ける方向を模索しはじめた。この方針を建議した対外経済局長ギンディは、追加借款が得られない理由について、フランスの政治・経済の不安定のほかに「マーシャル・プランの執行に際して世銀が果たすことのできる役割が明確にならないかぎり、世銀は大規模な融資業務にはとりくめない」とする世銀側の事情を紹介している⁽⁴⁷⁾。

Ⅲ. 世銀借款の執行と監査 ——製鉄関連借款を中心に——

本節では世銀借款の執行と監査をめぐる諸問題を製鉄関連借款を中心に検討する。製鉄案件は対仏借款のなかでも輸出能力の向上に寄与する効果をもつものと期待されていた。当時のフランスでは電力・鉄道・ガスなどの主要産業が

(47) AEF, B62094, Guillaume Guindey, Note pour le Ministre, Emprunt auprès de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement, 6 mars 1948.

国有化されるなかで、製鉄関連産業は国有化を免れた数少ない重要産業のひとつでもあった。

(1) 借款の執行過程 ——ユジノール借款——

まず借款の執行過程をみていこう。借款交渉がおこなわれていた1947年当時、フランスには一貫製鋼を遂行できる本格的な製鉄所としてはルノー（Renault）社が東部ロレーヌに1920年に建造した冷間圧延製鉄所が1基あるのみであり、同年1月に発表されたモネ・プランは2基（ノール県・オワーズ県）の圧延製鉄所の建設を計画に盛り込んでいた⁽⁴⁸⁾。圧延製鉄所の建造は借款の初期からフランス側の悲願だったのである。

この情勢に際して世銀側では財務局（Treasurer's Department）局長クレナデイオン（Daniel Crena de Iongh）が1948年に訪仏した際、フランスの鉄鋼大手ドナン・アンザン（Denain-Anzin）高炉製鉄社のダミアン（Damien）と会見して協議を開始した。その直後にはこのドナン・アンザン社と「北東製鉄」（Nord-Est）社が合併してユジノール（Usinor、正式名称はUnion Sidérurgique du Nord de la France）となり、世銀借款もこの新生ユジノール社の熱延一貫工場（ドナン市）に配分されることになった⁽⁴⁹⁾。ユジノール工場は年産80万トンを標榜しており借款決定時点（1947年）のフランスの年間圧延完成品の生産量406万2000トン、工場完成時（1951年）の同生産量704万5000トンに比べても単体の工場としては大きなウェイトを占める案件であった⁽⁵⁰⁾。

世銀側が呈示したユジノールの製鉄所建造費用は総額21,539,892ドル、うち

(48) WBGA, box no.193491B, file unit 1582891, Note for Mr.Madigan, French Loan- Steel Mill Category, March 24, 1949.

(49) Ibid.

(50) WBGA, box no.193491B, file unit 1582891, Bank Press Release no.63/32, "French Loan Purchase", August 2, 1963, op.cit. 銑鉄生産量については石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』前掲書、288頁による。

世銀借款分の総額はおよそ半分にあたる10,796,774.62ドルとされ、残余は合併前の仏製鉄2社の預金勘定から払い込むこととされた。建造にかかる物資は米5社⁽⁵¹⁾から調達することが取り決められた。

なおユジノールは製鉄所の完成にいたるまでには、世銀借款のほかにEXIM融資やマーシャル・プラン援助の見返り資金勘定（近代化・設備化基金 *Fonds de Modernisation et d'Équipement*）による債務引受も享受している⁽⁵²⁾。こうした複数の借款・支援が折り重なるように供与されたことは、戦後初期にフランスが置かれた事情を物語ると同時に、世銀とフランスとの関係ではひとつの重大な争点を形作ることとなった。すなわち、先行して供与されていた世銀借款で購入されたユジノール製鉄所関連の購入物資と、後から供与されたマーシャル・プラン援助のそれが一部で重複してしまったのである。事態をさらに紛糾させたのは、この重複支出をただしたフランス側の財務監察官に対して世銀当局が発注書類等の開示を拒んだことであった。1947年8月に露見したこの問題についてフランス側は世銀に執拗な問い合わせを行っているが、世銀の幹部会議で「法律上の性格とは異なる疑義」が呈されて、書類の開示は見送られた。フランス側でこの件を担当した財務監察官は、世銀側で情報開示を拒んだ中心人物がガーナー副総裁であるとの情報をつかみ、その政治的背景について立ち入った検討を加えている⁽⁵³⁾。この案件は、世銀借款とマーシャル・プラン援助が初歩的な情報交換もなされないままにスタートしていたことを露呈させ、しかも世銀が重複供与の情報をあくまで明らかにしなかったことからフランスに世銀への不信感を植え付ける結果になった。後述する「最終使途の監査」に対するフランスの非協力も、この重複供与の一件に伏線があったとみるべき

(51) Alliance Machine Co., Morgan Engineering Co., United Engineering and Foundry Co., Wean Engineering Co., Westinghouse Electric International Co. の5社。

(52) Eric Godelier, *Usinor-Arcelor, du local au global...*, Lavoisier, Paris, 2006, p.72. 同書はユジノールに関する最も体系的な研究であるが、技術選択等の戦略論や企業文化の推移に関心が集中しており、世銀借款への言及はみられない。

だろう。

結局、これらの借款・支援で建造が開始されたユジノール社熱延一貫工場は予定よりも遅れて1951年に完成した。この時点で同工場は欧州最大の製鉄所であったといわれる。ユジノール工場が完成した時点でフランスは西ドイツ等の諸国とともに欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）を立ち上げており、石炭・鉄鋼の超国家管理に踏み出していた。フランス政府はこの ECSC の発足に間に合わせるタイミングで世銀借款を得ておいて、フランス国内の製鉄業を整備するという戦略的な対応を採っていたことになる⁵⁴。

他方で、フランスのあとに借款を受け取った諸国のケースと比較すると、対仏借款の製鉄案件にみられるある種の「鷹揚さ」が際立っている。たとえば、対日借款の製鉄関連案件（いわゆる「鉄鋼借款」）においては、借款の使途・借り手の返済能力等が世銀によって事細かに調査され、日本側でもこうした調査・条件への反発が出ていたことが明らかにされている⁵⁵。こうしたのちのケースと比べると初期の世銀借款は世銀と借り入れ側政府の交渉が中心とな

53) この経緯については、フランス側担当者が世銀のブラック総裁に送り付けた直訴の書簡を参照。AEF, B62092, Memorandum to Mr. Eugene Black from Mr. Emmanuel Lamy, Acting Financial Counselor of the French Embassy, November 9, 1949. 世銀の判断の政治的背景についてフランス側担当者は、世銀がマーシャル・プラン援助と同じ案件に関与していたことについて、その非効率などをめぐり「将来、米議会が ECA を追及するかもしれないことを恐れている」と分析している。AEF, B62092, Correspondence, M.Lamy, Inspecteur des Finances en Mission chez l'Attaché Financier près l'Ambassade de France à Washington à M. le Ministre des Finances, Direction des Finances Extérieures à Paris, le 30 novembre 1949.

54) なお ECSC との関連ではさきにふれたモネが世銀への関心を持ち続けていた。モネは世銀総裁ブラックが1952年に訪仏した際にドイツ・フランスの官僚を引き連れてブラックと非公式に会見し、ECSCとして世銀借款を受け入れる用意がある旨を発言している。この発言はブラックがアメリカに帰国してから世銀のフランス代表部の耳に入ることとなり、担当者は「借り手の法人格、能力、国籍、それに保証の権限について新たな問題を世銀に惹き起こしかねない」と苦言を呈している。AEF, B62090, correspondance, Conseiller Financier, Administrateur de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement (Roger Hoppenot) à Direction des Finances Extérieures (M.Schweitzer), le 11 décembre 1952.

55) 対日鉄鋼借款の交渉過程で世銀は鉄鋼各社の財務比率を問題にして規制の達成期限を設けた。鉄鋼各社が期限延期を申し入れると世銀は調査団を派遣して企業の財務状態等を検証した。日高千景「鉄鋼業の設備投資と世銀借款」, 前掲論文。

り、しかもその交渉も政府（ここではフランス）が主導する形だった。いいかえれば世銀は対仏借款の製鉄案件を通じて産業向け借款のあり方を学習したとみることができるだろう。この点は次項でみる「最終用途の監査」にも共通する。

(2) 「最終用途の監査」をめぐる論争

世銀借款が交付され、実際に購入機材が輸入されるようになると、次にあらわれたのが借款の最終的な用途を誰が、どのように監査するかという「最終用途の監査」(end-use supervision)の問題である。「最終用途の監査」とは、世銀協定 III 条 5 (b) 項に規定された監査行為である。この条項は世銀に対して借款の過程が借款の目的に沿っておこなわれているかを保証するための措置を講ずる (make arrangements to ensure) ことを義務付けており、監査に際しては「経済と効率性に配慮し、政治的あるいは他の非経済的影響や配慮を入れてはならない」と規定していた。

世銀第 1 号借款としての対仏借款は、この監査が最初に適用される事例でもあった。ところが事態は当初から紛糾した。ことの発端はクレディ・ナショナルが作り出した。すなわちクレディ・ナショナルは世銀借款を財源とした物資購入には関与せず、産業ごとの半官半民のグループ (groupements) または政府系の配分機構 (repartiteurs) が物資の購入と配分を担当していた。ところが1947年6月に訪仏した世銀調査団がこれらの団体の業務内容が不透明と指摘したのである。世銀調査団はパリで監査法人プライス・ウォーター・ハウス (Price Waterhouse Co.) から臨時に3名を雇用して監査業務につけた。

これに対してクレディ・ナショナル総裁ボンガルトネルは世銀調査団に対して最終用途調査への協力を拒否する旨を通告した。ボンガルトネル総裁の主張は、世銀は「適切な」(reasonable) 情報提供を求めることができるだけであり、フランスが提供している情報は「適切」である、というものだった⁽⁵⁶⁾。

マーシャル・プランの発表から実施へと推移していくこの時期にあって、フランス当局、とりわけ借り手機関であるクレディ・ナシオナルは世銀に対してそれまでとは打って変わって強硬な姿勢を示すようになっていった。

このやりとりの2カ月後、1947年8月には今度は対仏借款で購入した石油が軍事目的に転用されていることが発覚した。調査を主張した世銀側に対してクレディ・ナシオナル総裁ボンガルトネルは世銀協定への批判を展開し、改めて調査に非協力を通告した。この案件を担当した世銀のクレナデイオンは1947年8月の世銀の担当者会議で「フランスはさまざまな仕方で彼らの約束を履行することに失敗した」とぶちまけ、臨席していたガーナー副総裁も「借り手のパフォーマンスがさまざまな角度からみて不十分であったこと、そして世銀は不正常な状態が改善されるまで借款の追加執行を止めることを検討していることを借り手との記録に残すべきだ」と発言した。この時点ではガーナー副総裁の意見が通り、世銀としても強気の姿勢でフランスに臨むこととなった⁵⁷⁾。

こうしたフランスの強硬姿勢には国内の政治情勢も関連していた。1948年3月に始まったやりとりが好例である。この年、3月2日に鉄鋼193トン分および鉄板1000トン分の購入物資が当初予定と異なる用途にふりむけられている事態が世銀に報告された。世銀財務局はクレディ・ナシオナルにこの件を照会したが、フランス側は契約の書き換えで応ずる旨を回答してきた。これに仰天した世銀が調査団を派遣して現地調査を希望するとクレディ・ナシオナル総裁ボンガルトネルは「これらの国有企業は共産党によって虫食い状態にされている」「調査団が訪問を行なうことはフランスの国内問題に『アメリカの』介入がおこなわれている証拠だとする共産党の扇動をゆるすことになる」と難色を示し、調査をアレンジしなかった。世銀側は契約記録の差し替えて事態を取

⁵⁶⁾ WBGA, box no.193491B, file unit 1582893, Office Memorandum from D. Crena de Iongh, Treasurer, to Mr. W.A.B.Illiff, Loan Director, May 14, 1948.

⁵⁷⁾ WBGA, box no.193491B, file unit 1582893, Memorandum, "French Loan- Supervision", August 26, 1947.

拾しようとするフランスの対応について「先例をつくることになる」とみなして反対した⁽⁵⁸⁾。フランスからの回答があった数日後にはこの一件は世銀総裁マクロイにも報告され、世銀調査団のクレナデイオンは一般の目にはふれないように非公式な調査を行うことまで主張したが、フランス側はなおも調査に難色を示した⁽⁵⁹⁾。こうした対応にクレナデイオンは「きわめて失望」した旨を表明したが、フランス側の担当者は、この件に関する情報はワシントンの在米フランス購入使節団にあると主張し、調査団のフランス入りはあくまで拒否しつづけた⁽⁶⁰⁾。フランス当局者の懸念はあながち杞憂ともいえず、たとえば前項でみたユジノール製鉄所の完成式典（1951年5月）は共産党系労組のストで中止に追い込まれている。労組側は「アメリカの手先、フランス帝国主義者による低賃金政策に反対」「アメリカの戦争準備に反対」のビラを撒き、式典中止に際しては「勝利」のビラが配布された⁽⁶¹⁾。結局、さきのガーナー案のような停止措置は取られずに、この件の処理はあいまいなまま世銀借款は満額が交付された。

世銀協定に規定された監査をかたくなまでに拒否するクレディ・ナショナル、その拒否の理由として持ち出される冷戦期の政治情勢、これらフランス側の仕打ちにもかかわらず借款を供与せざるをえない世銀——「第1号借款」としての対仏借款には同時代の模索がうかがえるところである。世銀とフランスの対立の背景には、マーシャル・プラン援助との擦り合わせも不十分なままに物資の買付を行っていた世銀の対応があり、マーシャル・プランの発表で世銀のそれまでの地位がゆらいだとみたフランスの外交攻勢があった。

(58) WBGA, box no.193491B, file unit 1582893, Memorandum, June 7, 1948.

(59) WBGA, box no.193491B, file unit 1582893, Memorandum, confidential, from D. Crena de Iongh to Mr. W.A.B.Illiff and Mr. Chester A. McLain, March 4 1948.

(60) WBGA, box no.193491B, file unit 1582893, memorandum to the files, French Loan, November 18, 1948 (René Brion to Crena de Iongh).

(61) *New York Herald Tribune* (European Edition), May 28, 1951 attached in WBGA, box no.193491B, 1582891.

しかしここで付け加えておかねばならないのは、世銀側ではマーシャル・プラン以降の対欧州への対応については開業の初期から戦略が練られていたという事実である。すなわち、世銀はマーシャル・プラン援助（欧州復興援助計画 = European Recovery Program, 以下「ERP」と略）が1952年の終了までには供与額を減らしていくだろうと見込んで、ふたたび世銀の「出番」が回ってくるものと見越していたのである。世銀の第2代総裁マクロイは1949年にこう論じている。「こうした減額が行われれば、ERP 援助を受けている諸国は長期投資プロジェクトをまかなう外資の主要な財源として民間投資家と世銀にふたたび目を向けてくるだろう、と期待することのは当然である」。マクロイはまた「欧州の最も緊急性の高い必要について ERP に対応してもらったため、世銀は発展途上の加盟国がかかえる諸問題にその時間と注意のほとんどを注ぎこむことができるようになった」とも述べて「開発」へのシフトに意欲も示している⁶²⁾。この見通しは1950年代前半に現実のものとなり、世銀とフランスの関係も変化していくこととなる。

IV. 世銀の政策変化とフランス

——担保制限条項と資本金18%解除——

前節までで検証した第1号借款の交渉と実施の過程では、フランス側の強硬な姿勢と世銀側のアドホックな対応が浮き彫りになった。借り手側のフランス政府は、戦後復興にとりくみ国内外で冷戦をたたかうという大義名分を振りかざす一方で、IMF 引出や EXIM 支援、さらにはマーシャル・プラン援助等と世銀借款をいわば天秤にかけて交渉を有利に運ぼうと巧みな戦略を繰り出した。

しかしながら1950年代の後半に入り戦後復興の目途が立ち、ブレトンウッズ協定で謳われた通貨の交換性回復も日程にのぼるようになると、こうしたフラ

⁶²⁾ John McCloy, "The Lesson of the World Bank", in *Foreign Affairs*, no.551, July 1949, p.553.

ンスの戦略は見直しを余儀なくされる。また世銀も経験を積み、世銀債の発行も順調に推移してくるとこれまでとは違った対応をみせるようになる。さらに重要なのは戦後復興にかわって「開発」という世銀本来の任務が重視される世界情勢が到来したことである。本節ではこうしたあらたな情勢に対する世銀とフランスの対応を検討する。

(1) 担保制限条項 —— 「開発」の新しい課題 ——

世銀とフランスの関係が変化をみせた象徴的な事例がさきに言及した担保制限条項をめぐる両者の議論である。担保制限条項とは借入国の義務規定であり、この条項が借款協定に付与されると借入国は世銀に対する担保を最優先しなければならなくなり、世銀以外の国・機関等に担保を提供してはならないとされた。担保提供に係るいわば「最恵国待遇」を世銀に確約させる条項である⁶³。ただし、この条項を適用するかどうかは世銀と当事国との交渉によっていた。ここまでみてきた対仏第1号借款協定には担保制限条項はなかったが、さきにふれたように当時の仏財務相シューマンは書簡で「仏政府は対外債務に担保提供はしない」旨を確約していた⁶⁴。担保制限を事実上みとめることを借款の条件として受け入れるかのごときこの書簡の内容が問題の端緒を形作ることとなった。

事態は1950年にうごき始めた。この年にフランス政府がスイスの民間銀行2行に対して1件の金担保提供をおこない、またアメリカの銀行団に対して金と米債券の担保提供をおこなっていることが判明したのである。世銀の問い合わせに対して駐米フランス大使館の財務書記官はアメリカの銀行団に対する担保

⁶³ 当該期の世銀における担保制限条項の運用については Mason and Asher, *The World Bank, op. cit.*, p.435. を参照。なお世銀側に極めて有利なこの担保制限は、1990年のメキシコ累積債務問題を契機に見直されることとなった。Kapur et al., *The World Bank, op.cit.* vol.1, pp.1078-1081.

⁶⁴ WBGA, box no.193488B, file unit 1582833, Memorandum, from Georges R. Delaume to Legal Files, Negative Pledge Clauses, France, February 28, 1961.

提供のうち金担保については1949年3月に世銀総裁に就任したばかりのブラックの了承を得たと主張しているが、債券担保については回答が得られなかった⁽⁶⁵⁾。

これ以降、世銀は対仏借款については担保制限を明確に適用する方針を固める。折しも1951年には世銀の内部で仏領西アフリカに開発向けの借款を供与する構想が持ち上がった。構想を打診されたフランス政府は、当初は借款額の不十分等を理由に乗り気ではなかったが総裁ブラックの熱意に押し切られて1952年9月から本格的な準備作業に入る。計画では700万ドルの借款で当該地域の鉄道をディーゼル化し、そのために54台の鉄道車両をフランスで購入するという具体案まで出揃った。しかしこの計画でも担保制限条項の存在が問題になり、フランス側の担当者は「世銀はわれわれの立場を理解してくれるだろう」と述べ、担保制限条項の削除に期待していた⁽⁶⁶⁾。結局フランス側の期待は外れ、世銀対仏2回目となる1954年の第100号借款の協定に際して世銀側は正式に担保制限条項を要求してきた。この時はフランス側がこれを拒否し、借款協定は妥協的な内容で締結された⁽⁶⁷⁾。

1955年の第131号借款協定（対仏3回目）でも100号借款と同様の担保制限条項が盛り込まれた。この借款はアルジェリアの電気・ガス事業に対する総額1000万ドルのものでアルジェリア当局によっても保証されたが、アルジェリアに対しては担保制限がなかった⁽⁶⁸⁾。

ここまでは第1号借款の交渉とよく似た経緯、すなわちフランスが強情を張り、世銀が妥協を迫られるというケースである。しかしこのあとの展開が時代

(65) Ibid.

(66) AEF, B62098, Ministère des Finances, Direction des Finances Extérieures, Note d'information pour le Ministre, le 21 décembre 1953.

(67) WBGA, box no.193488B, file unit 1582833, Memorandum, from Georges R. Delaume to Legal Files, February 28, 1961, op.cit.

(68) AEF, B54753, Formulaire B: Dettes autres que les emprunts ayant fait l'objet d'une émission publique (31 décembre 1969).

の変化を物語ることになる。

1959年の第230号借款（対仏4回目）ではフランスに対しては前回の第131号借款と同様に担保制限が付けられた。この時は借款事業が関連するガボンとコンゴにも担保制限が付けられた。世銀はさらにフランスの（旧）植民地を包含するアフリカ・フランス共同体（Communauté française-africaine）に保証を求めたが、この共同体の法実体が未整備のため見送っている⁽⁶⁹⁾。ここで世銀側がこれまでにない強い姿勢で出てきた背景には以下の経緯があった。当時フランスはフランス北部の運河改修プロジェクトとコンゴの水力発電事業など海外領土プロジェクトの両方に対する借款を要求していた。世銀側の見積りでは両方のプロジェクトの実現には2億ドルが必要となるものの、世銀としては1億から1億3000万が融資の限度との評価が下された。この評価をふまえて1958年6月に世銀総裁ブラックが仏財務相ピネー（Antoine Pinay）に海外領土プロジェクトの方を優先する旨を通知していた⁽⁷⁰⁾。

対仏5回目となる1959年の第242号借款の協定時には、フランス側が巻き返しを図った。すなわち前回の第230号借款協定が締結された18日後にアフリカ・フランス共同体執行委員会が「すべての公的・私的外為準備は加盟諸国の利益のために共有される」との声明を発表したのである。しかしこの頃の世銀はすでに外交交渉の経験を積んでいた。世銀はただちに「加盟諸国の利益のために共有」という声明の文言を問題にして、フランス政府にこの文言が担保提供制限に抵触するのではないかとただした。フランス側は後日、従来の担保提供制限には影響しない旨を回答して矛を収め、担保制限条項は有効となった⁽⁷¹⁾。つづく1960年の第249号借款（対仏最終回となる6回目）では借入国のフランスとモーリタニアの双方に担保制限条項が付けられた⁽⁷²⁾。

(69) WBGA, box no.193488B, file unit 1582833, Memorandum, from Georges R. Delaume to Legal Files, Negative Pledge Clauses, France, February 28, 1961, op.cit.

(70) Ibid.

(71) Ibid.

担保制限条項をめぐる世銀とフランスの交渉は、回を追うごとに世銀に有利に展開していった。事態の背景には、フランスが旧植民地地域の「開発」に乗り出した事情と、「開発」を支援しつつもはやかつてのような「冷戦」の論理だけで押し切られるのではなくなった世銀の力量の強化があった。フランス側に担保制限を受け入れる余力が生じた要因もあるだろう。担保制限条項の問題はこのように国際情勢の新たな展開を背景にした世銀とフランスの変化を物語っている。

(2) 資本金18%解除 ——対立と妥協——

「資本金18%解除」の問題は、担保制限条項と並んで世銀とフランスのあいだで取り上げられた重要な論題である。「資本金18%解除」とは世銀協定第II条で規定された世銀資本金の構成に関連した措置である。世銀の公称資本金は100億ドルと定められ（世銀協定第II条2項a）、加盟国は各国の資本金分担額の20%を払い込むこととされた（同5項i）。そのうち資本金分担額の2%にあたる分は金または米ドルで払い込まれ、18%分が各国通貨で払い込まれ得るとされた（同7項）。後者の18%分は借款の目的にのみ使用されることとされ、解除されるまではその使用につき世銀と払込国が都度協議しなければならないが、解除後は世銀が活用することができるようになる。これは事実上「暫定的に貧窮して経常収支の困難に直面している諸国があとから利用可能な資本金を払い込むことができる」⁽⁷³⁾というシステムであった。

欧州諸国は復興が一段落した1950年代に入って次々とこの「資本金18%解除」の時期を迎える。フランスは1953年11月1日に「18%分」として500万ドル相当のフランを解除された。とはいえ500万ドル相当分のフランを世銀にただちに払い込む余力はフランスにはなかったため、世銀とフランスは1953年に

(72) Ibid.

(73) Mason and Asher, *The World Bank*, *op. cit.*, p.105.

取り決めに結んで為替の受取額と資本金解除（フランスからの払込）を同額にすることとした。「調整取り決め」（Matching Arrangement）と呼ばれたこの仕組みによってフランスは資本金解除のスピードを遅らせることにいったんは成功する⁽⁷⁴⁾。

この間にフランスは「過去に締結された契約の執行については解除されたフランを使用することを拒否する」という態度を示した。これは、たとえば解除前の契約でフランス企業が受注した資材の代金支払いには解除分のフランは使わずに世銀がドル等から別途に調達したフランでフランスへの支払を行わせる措置であり、解除を遅らせてもフランス企業への支払は世銀から行わせようとする戦略に立っていた⁽⁷⁵⁾。当該期にフランスの企業は世銀借款の関連事業を一定程度受注し、フランによる支払も成約していた⁽⁷⁶⁾。ところが1957年に行われた世銀とフランスの交渉で総裁ブラックは、フランスがこのような対応を続けるなら「世銀は仕事ができなくなるので、フランスと結んでいる現在有効な協定を破棄する」と激しく反発した。これを受けて交渉に参加したフランスの駐米大使館付財務顧問は本国財務省に対して、この立場を維持することは「我々を係争に巻き込む」「雰囲気や威厳の問題をひとまず措いたとしてもこの解決策はよくない」と報告している⁽⁷⁷⁾。他方で世銀は、こうして解除される「18%分」の使途について、借入国が借款をフランで受け取りそれをフランスの輸出企業に資材・機材の代金として納入する「ひもつき」（tied）の貸出に

(74) AEF, B54749, correspondance, Conseiller Financier, Administrateur suppléant de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement (Jean Cottier) à Monsieur Sadrin, Directeur des Finances Extérieures, le 27 juin 1957.

(75) Ibid.

(76) AEF, B62089, note, Participation de l'industrie française aux programmes financés par la B.I.R.D. dans les pays étrangères [1955]. この資料によれば1954年末の時点でフランスの企業は世銀借款関連事業を3700万ドル相当受注し、うち2100万ドル相当をフランで、残り1600万ドル分をドルで成約していた。

(77) AEF, B54749, correspondance, Conseiller Financier... (Jean Cottier) à Monsieur Sadrin, Directeur des Finances Extérieures, le 27 juin 1957, op.cit.

活用する計画をフランスに示し、具体的な借入候補国と予定額もあげている⁽⁷⁸⁾。

遅々として進まない払込に業を煮やした総裁ブラックは1959年3月に世銀の欧州業務局長を欧州諸国に派遣して18%解除分の払込を促した。世銀はとくにフランスによる払込について「欧州のどの国よりもきわめて遅れている」と指摘し、「近年において財政状態が改善していることやフランスが世銀に対する主要な資金提供国になりつつあることをふまえると、フランスの遅れは不適切」と批判した⁽⁷⁹⁾。さきにみた担保制限条項の交渉と同様に、「資本金18%解除」の問題でもそれまでのフランスの強硬姿勢は通用しなくなり、逆に世銀が攻勢に出ていることがうかがえる。

世銀の圧力に対してフランスの側は早々に妥協的な対応に転じた。さきにみた1957年6月の駐米大使館付財務顧問の書簡にはすでにその端緒があらわれているが、同年10月にはフランス財務省から世銀に出向していたラルー（René Larre）が本省に公電を送り、解除した資本金の払込方法をめぐる世銀の態度の軟化をとらえて、世銀の新提案は「わが国庫の利益にかなうので了承すべき」と報告している⁽⁸⁰⁾。結局1959年11月にはフランス財務省の対外経済局長サドラン（Jean Sadrin）が世銀の財務当局者と直接に交渉をおこない、以下を取り決めた。（1）フランスは「資本金18%解除」の全額を5カ年にわけて毎年おおよそ60億旧フラン（6000万新フラン）ずつ計画的に払い込む。（2）払込方法は世銀の提案を受け入れる。（3）解除したフランの交換性については、フラ

(78) AEF, B54749, note, Explanation of Figures for France on Chart- « Availability of 18% Capital » to December 31, 1958, attaché à correspondance, Administrateur suppléant de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement (Jean-Maxime Levéque) à Monsieur le Ministre des Affaires Economiques et Financières, le 4 juin 1959. この世銀側資料によれば、1957-58年度におけるフランのタイドローン供与予定国とそのドル換算額はトルコ（40万ドル）、ユーゴスラヴィア（80万）、インド（20万）、セイロン（390万）、パキスタン（10万）、日本（10万）の計6カ国550万ドル相当とされた。

(79) AEF, B54749, correspondance, Conseiller Financier, Administrateur suppléant de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement (Jean Cottier) à Monsieur le Ministre des Finances, Direction des Finances Extérieures, le 24 mars 1959.

ンスの輸出企業に代金を払う借入国、および納金を代行している世銀に対して全面的にみとめる一方で、世銀が当初要求していた全面的な交換性付与は取り下げさせた⁽⁸¹⁾。以上の取り決めのうち、(1)は全額払込を認めさせたという点では世銀の勝利であるが、都度の払込を求めていた世銀を説得して5カ年計画の払込にさせた点ではフランスの言い分が通った。(2)は世銀の勝利、(3)は両者の折衷、という妥協が成立している。

さてこうした妥協を成立させるに際して世銀が目にしたのが「フラン圏」である。世銀としては、復興の初期段階を終えて成長に向かいつつあるフランスにはいつまでも世銀やアメリカに頼ることなく「フラン圏」の開発について応分の負担を担ってもらいたいという意向であった。その意向があわれた一例が、世銀の欧州・アフリカ・オーストラレイシア業務局が1959年2月に行ったフランスの開発融資についての検証である。それによれば世銀の業務局は「フラン圏の信認」と「他の地域と比較した場合のフラン圏へのコミットメント」を問題にしてフランスのさらなる融資を促している⁽⁸²⁾。「資本金18%解除」をめぐる世銀とフランスの再接近は、こうした「フラン圏」へのフランスの関与

(80) AEF, B54749, correspondance, l'Administrateur de la Banque Internationale pour la Reconstruction et le Développement (René Larre) à Monsieur le Ministre des Finances, des Affaires Economiques et du Plan, Direction des Finances Extérieures (à l'attention de M.Sadrin), le 28 octobre 1957. 解除した資本金の払込方法とは、解除分を一気に入金するのではなく「A 勘定」という無利子の口座におよそ3カ月分の借入をまかなう程度の額を保持しておくというものだった。当初解除分の全額を「A 勘定」に置くことを想定していたフランス財務省からみればこの方式であれば払込の負担を軽減できることになる。解除した資本金分に係る利子収入等は「B 勘定」、世銀のバリ事務所の運営費を出納するのが「X 勘定」とされた。勘定項目の詳細については AEF, B54749, note, Operation of French 18% Release of September 11, 1957. なおこの案件を担当したフランス財務省のルールは1971年から1981年まで国際決済銀行 (BIS) の総支配人を務めることになる人物である。

(81) AEF, B54749, correspondance, le Ministre des Finances et des Affaires Economiques à Monsieur le Conseiller Financier auprès l'Ambassade de France à Washington, le 27 novembre 1959 (signe Sadrin).

(82) WBGA, box no.193488B, file unit 1582838, Staff Loan Committee, Memorandum from Department of Operations- Europe, Africa and Australasia, "Bank Lending in Metropolitan France", February 27, 1959.

とセットで成立したのであった。

フランスも世銀の期待に応えることとなる。1956年から1962年までフランスの公的援助はGNP比で常に1%を超え、民間援助とあわせると常に2%を超える。1961年のフランスからの援助はOECD加盟諸国のなかでGNP比で1位、OECD加盟国の援助総額シェアでもアメリカに次いで2位になっている⁽⁸³⁾。ただし、世銀が期待したフランスでの世銀債の起債については1960年代になっても実現しなかった⁽⁸⁴⁾。1968年9月に世銀内部で作成された「フランスの世銀への態度」なるレポートは以下のように述べている。「フランス政府は世銀の仏語圏アフリカ向けの新政策を歓迎している」「〔フランス政府は〕十分な程度に発展した諸国への世銀借款供与には反対の意向あり（当方〔世銀〕の質問に応じてイタリアと日本を名指し）」「フランスでの世銀債起債については〔フランス政府は〕実施の希望は持っているが経常収支の困難ゆえに当面は無理との判断を下す」⁽⁸⁵⁾。

かつて第1号借款を取り決める際や借款の施行の際にはあれほど世銀に楯突いていたフランスも「資本金18%解除」ののちにはこのように世銀に協力的になった。やや時代が下って1970年2月にときの世銀総裁マクナマラ（Robert McNamara）が訪仏した際、その事前調査に派遣された世銀の担当者は以下のように報告している。「世銀の活動は好感を持って受け止められている」「アフリカ問題にわれわれ世銀がより大きな関心を振りむけたことはとりわけ歓迎されている」「世銀グループは真の国際機関としてみとめられており、4、5年前にしばしば耳にした過度にアメリカ的な装いを指弾する批判は今回は一度も

⁽⁸³⁾ WBGA, box no.193488B, file unit 1582838, France- Report on Development Assistance, February 26, 1964. これはフランスの対外援助委員会が作成したレポートの抄訳である。

⁽⁸⁴⁾ フランスでの世銀債の起債は1972年に15年満期7.25%利付き世銀債1億5000万フランの案件まで待たねばならない。Kapur et al., *The World Bank, op.cit.* vol.2, p.461.

⁽⁸⁵⁾ WBGA, box no.193488B, file unit 1582839, Office Memorandum from Arthur Karasz to Files, French Attitude Towards World Bank, September 30, 1968.

聴かれなかった」⁸⁶⁾。この報告が言い当てているように、世銀とフランスの再接近はアフリカ・フラン圏の「開発」の課題が契機となった。

興味深いことに「開発」の主題では、フランスが世銀に接近するのみならず、世銀がフランスを頼る局面もあらわれた。世銀内部で開発研究が本格化する1960年代後半になるとフランスへの新たな関心が世銀にあらわれたのである。1967年10月19日付け世銀経済研究局（Economics Department）レポートはこう論じている。「低開発をあつかうフランスの経済学者の手になる講義、インタビュー、書籍・論文やリサーチペーパーでは、実際どこでも「構造」（structures）の認識が登場する」「これはまたフランスと英米の経済学のあいだに横たわる主要な違いも示している。フランスが「構造」に依拠するのに対して英米は機能やフローに基礎を置く」。レポートの論者は英米流の「供給と需要の数量化できるフローという認識」が利益（profit）の追求に導くのに対して、フランス流の「構造」の把握は「レント（rent）の継続性を意味する」という認識にまでたどり着いている。英米とフランスの違いは「すなわちリカード的世界とシュンペーター的世界の違いであり、途上国を観察する際にはどちらが最も良くあてはまるのか判断に迷うことになる」⁸⁷⁾。

「資本金18%解除」をめぐる世銀とフランスの交渉は、全体として世銀が優位に立って主導し、両者の妥協にみちびいた。その背景には、担保制限条項の交渉と同様に「開発」の主題があった。

結論 —— 「ブレトンウッズ秩序」の歴史像——

世銀借款をめぐる、世銀とフランスの関係はどのように推移したのだろうか

⁸⁶⁾ WBGA, box no.193488B, file unit 1582839, correspondence, Leonard Rist to Mr. Robert McNamara, February 12, 1970.

⁸⁷⁾ WBGA, box no.16836B, file unit 1083799, Economics Department, A.G.Nowicki, "Academic and Private Research on Economic Problems of Developing Countries —Survey of Work and Thinking in France", October 19, 1967.

か。冒頭でふれた論点——「ブレトンウッズ体制」および「冷戦体制」「開発主義」——に即して本稿の結論をまとめておこう。

「ブレトンウッズ体制」はIMFと世銀というふたつの「ブレトンウッズ機構」を両輪として運営されるはずだった。ブレトンウッズ協定ではIMFは為替制限の撤廃と短期の調整を担当し、世銀は復興・開発のために長期の貸付を担当することとされていた。しかし世銀の対仏借款の实情からは、こうした業務分担を超えて資金が緊急に供与されなければならなかった戦後復興の現実がみてとれる。フランスは「1947年危機」をはじめとするドル不足に対処するためにIMF引出、EXIM融資などと同様に世銀借款を短期間で活用した。世銀の対仏借款は鉄鋼案件など構造的な支援の側面ももちながらも、短期資金の供与手段として機能した。一般にIMFと世銀の業務分担については、1980年代以降に相互の越境や重複が指摘されるようになるが⁸⁸、対仏借款の歴史的検討からは「ブレトンウッズ体制」の当初から両機構の業務分担はきわめてアドホックなものだったことがあきらかになった。

ではブレトンウッズ協定の仕切りを超えてIMFと世銀、さらにはマーシャル・プラン援助やその他の二国間支援を全体として調整・配分していたのは誰だったか。本稿の検討からはまずNACの役割が浮かび上がってくる。NACは対仏支援についても重要な決定を下し「冷戦体制」の一方の旗頭となった。しかしこのことをもって「世銀借款はアメリカの意のままになっていた」と結論するのは性急であろう。世銀とフランス、それにNACの交渉過程からみえてくるのは、それぞれの当事者が独自に利益を追求しながらいわば「合作」した「冷戦体制」の姿ではないだろうか。実際、アメリカ国務省は「冷戦」の論理から対仏支援を後押しし、フランスはこれまた国内における「冷戦」の言説を駆使して世銀の監査を拒みつづけた。そしてNACの内部にも国務省に反対

⁸⁸ Jacques Polak, *The World Bank and the IMF, a Changing Relationship*, Brookings Institution, Washington D.C., 1994.

する勢力が存在し、世銀・フランスの内部にも双方への不信感を隠さないアクターがいた。世銀の対仏借款からみた「冷戦体制」はすぐれて重層的な特徴をそなえた歴史の一局面であったといえるだろう。

世銀とフランスの関係については「開発主義」も重要な役割を果たした。世銀が支援する開発のあり方については肯定・否定さまざまな評価があるが、歴史研究の側からは「開発主義」が世銀とフランスの関係を修復し、相互に利用しあう契機になったことが指摘できる。担保制限条項や「資本金18%解除」の交渉からあきらかなように、世銀は開発の主題を持ち出してフランスに妥協を迫り、またフランスを頼るようにもなる。フランスも開発については世銀に譲歩し、(旧)植民地への借款を次々と獲得する。世銀はマクナマラ総裁の時代になると開発に本格的にとりくむようになり、その意向が米議会との対立をももたらすほどになるが⁸⁹⁾、こうしたアメリカと世銀の対立も、世銀とフランスの再接近を後押しした要因になったといえるだろう。

本稿でとりあげた世銀の対仏借款から引き出される「ブレトンウッズ秩序」の歴史像は、上述のとおり錯誤と模索に満ちたものだった。にもかかわらず、さしあたり西側先進国においては復興と経済成長という「秩序」がともかくも成立した。世銀とフランスは、ときには対立し、また利用しあいながら復興と経済成長という目標を達成して「冷戦体制」「開発主義」を合作した。この「ブレトンウッズ秩序」が崩れてくる局面をフランスに即して歴史的に検討することが次の課題である。

付記：本稿は2011年度早稲田商学研究基金による成果の一部である。

⁸⁹⁾ マクナマラ総裁在任期の世銀については、世銀アーカイブによるマクナマラのインタビュー記録に重要な証言が残されている。WBGA, Oral History Program, Transcript of interview with Mr. Robert S. McNamara, President, Brookings Institute, April 1, May 10, and October 3, 1991.